

第 4 節 福祉施設



第1款 保育・子育て支援施設

1 保育所

【主な施設の概要】

施設名	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	築年 構造	利用者 (A) 【注】	管理運営費 (B:千円)	一般財源 (C:千円)	B/A (円)	C/A (円)
本町保育園	すえひろ幼稚園と複合化されています。			31,815	196,903	171,767	6,189	5,399
鶴巻保育園	つるまきだい幼稚園と複合化されています。			28,179	175,406	150,193	6,225	5,330
広畑保育園	ひろはた幼稚園と複合化されています。			24,846	162,038	142,889	6,522	5,751
渋沢保育園	1,642	382	'79 R2	38,784	199,973	168,178	5,156	4,336
鈴張保育園	みどり幼稚園と複合化されています。			19,695	146,257	127,279	7,426	6,462

注： 年間延べ入所者数です。

【位置図】

《本町保育園：すえひろ幼稚園の位置を参照して下さい。》



《鶴巻保育園：つるまきだい幼稚園の位置を参照して下さい。》



《広畑保育園：ひろはた幼稚園の位置を参照して下さい。》



《渋沢保育園》



《鈴張保育園：みどり幼稚園の位置を参照して下さい。》

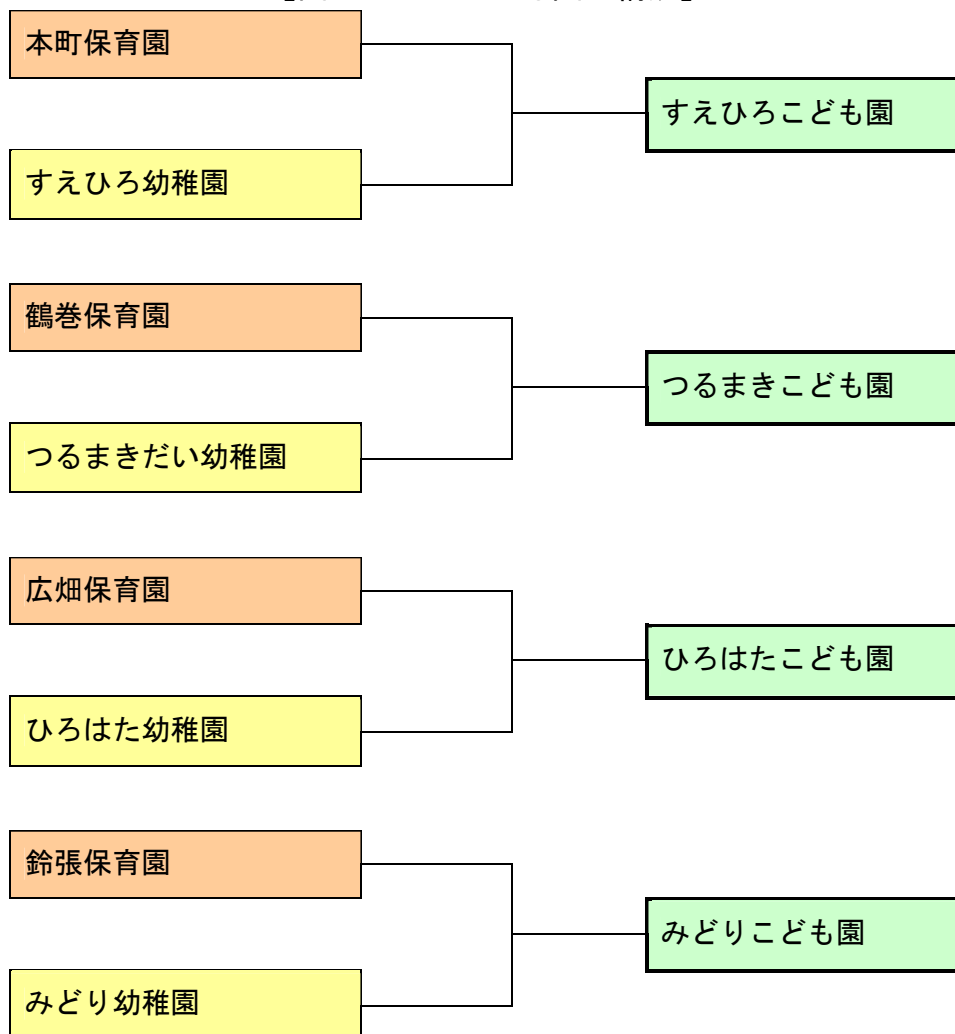


(1) こども園

本市には、公立保育所 5 園と私立の認可保育所 14 園があります。公立保育所のうち、渋沢保育園を除く 4 園については、【図-4-1-1】に表すとおり、認定こども園^(※1)として、公立幼稚園と複合化されています。

なお、すえひろ及びつるまきこども園については、こども園が制度化されたことを機に施設を複合化したものですが、ひろはた及びみどりこども園については、制度化される以前から、幼稚園の施設を共用していたものです。

【図-4-1-1 こども園の構成】



(2) 入所者と管理運営費

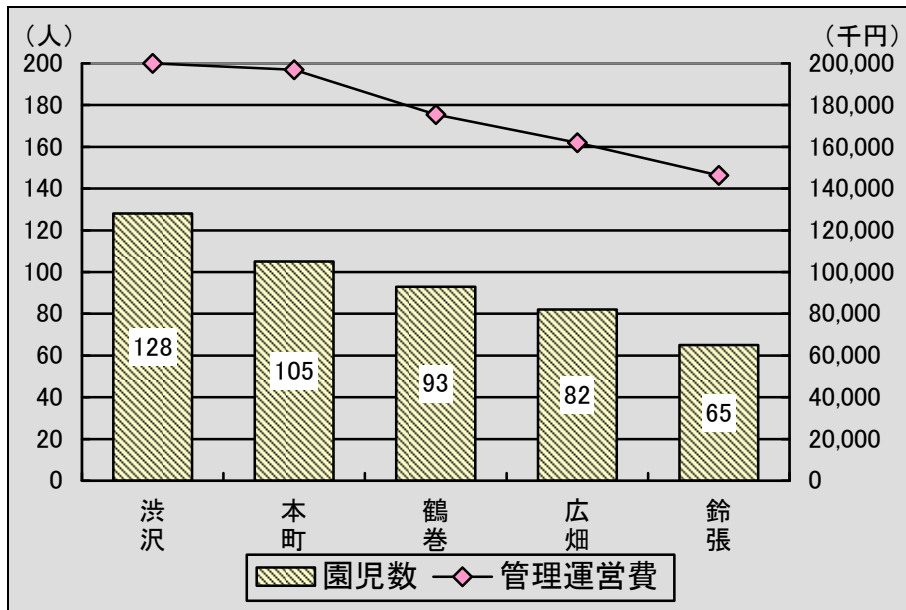
公立保育所 5 園の平成 19 年度における入所者数と管理運営経費について、入所者数の多い順に【図-4-1-2】に表しました。

※1 こども園は、幼稚園と保育園が相互に連携して、保育に欠けるこどもも、そうでない子どもも、すべての就学前児童の教育・保育を一体的に実施するとともに、地域の子育て家庭を支援する総合施設で、平成 18 年に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、神奈川県知事が認定した施設です。

5園の入所者は合計473人(平均95人)、管理運営経費は、合計約8億8,058万円(平均約1億7,612万円)となり、入所者一人当たりには要するコストは、186万1,685円となりました。

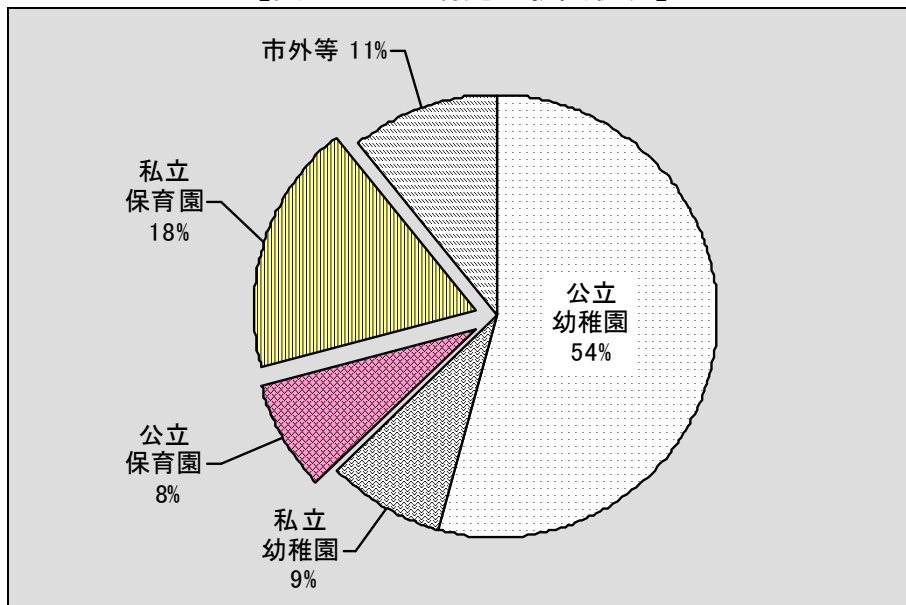
この金額は、公立幼稚園に通う園児一人当たりには要するコスト57万6,609円のおよそ3.2倍に当たりますが、この差の要因としては、給食調理業務を行うことや、乳児を中心とした保育士の配置基準が幼稚園教諭の配置基準よりも厳しいことから、同じ園児数でも人件費が多くなることなどが挙げられます。

【図-4-1-2 公立保育所園児数と管理運営費】



平成19年4月1日現在の本市の幼児(4・5歳児)の就園状況を【図-4-1-3】に表しました。

【図-4-1-3 幼児の就園状況】

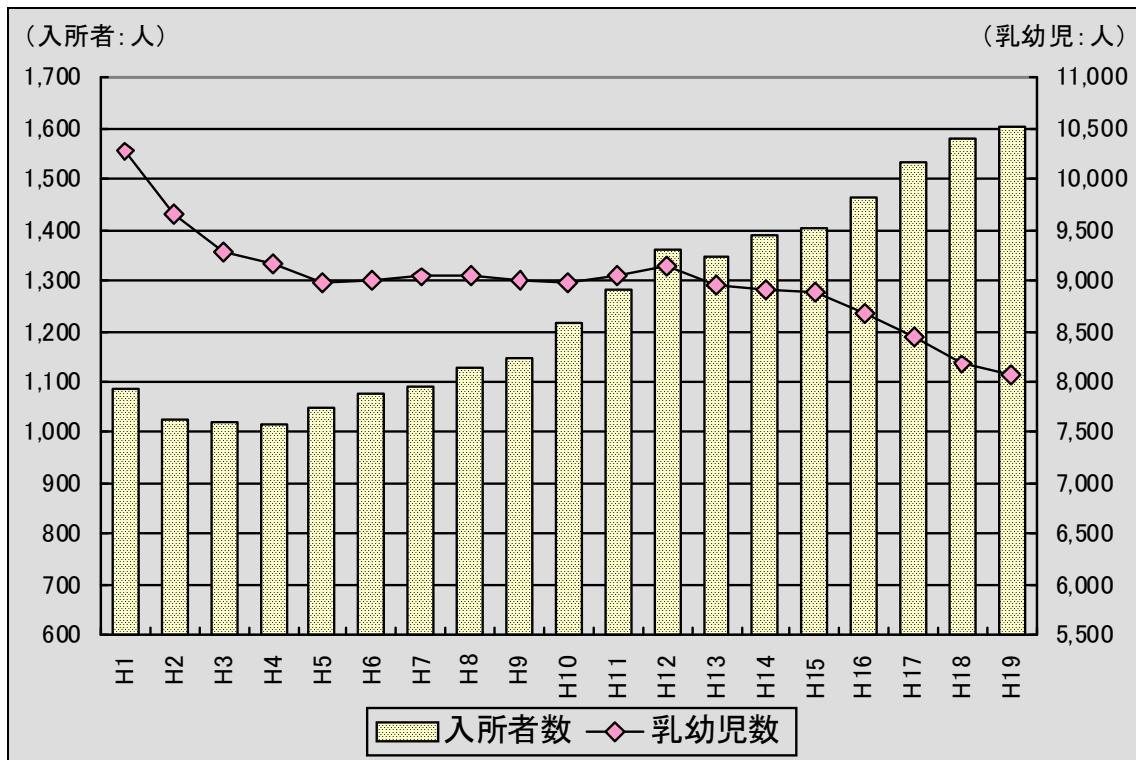


半分強が公立幼稚園に通い、公立保育所に通う幼児 8 パーセントと合わせると、およそ 62 パーセントの幼児が公立の施設に通っています。

しかし、幼稚園と同様に保育所は、公立でなければならないという理由に乏しい施設であることに加え、保育所に関しては、官民を問わず保育料は同額であり、現に保育所に通う幼児の 7 割が民間保育所に通っています。

保育所に通う乳幼児数(各年 4 月 1 日現在)と本市の乳幼児数(各年 1 月 1 日現在の 0 から 5 歳児)の推移を【図-4-1-4】に表しました。

【図-4-1-4 入所者数等の推移】



平成 4 年度以来、保育所への入所者が増え続けてきたことがわかりますが、乳幼児の数が減っているにもかかわらず、増え続けてきた理由の第一には、社会の意識の変化や就労環境の整備により、結婚や出産後も働き続ける女性の数が増えていることが挙げられます。

地方では、人口減少に伴い、保育所の定員に満たなくなる施設も出始めていますが、本市の場合は、現在も定員に対する入所者の割合は、100 パーセントを超えており、経済情勢も依然として不透明な状況が続いていることから、今後もしばらくは、保育所に入所する乳幼児の数は、増えることが予想されます。

(3) コスト

前述のとおり保育所には多くの民間施設があることから、平成 19 年度における公立保育所と民間保育所の管理運営にかかる月額コスト(臨時的経費を除く。)を比較し、【表-4-1-1】に表しました。

その結果、事業費ベースのコスト(コスト①)は、公立保育所では、園児一人当たり月額約 113,500 円であるのに対し、民間保育所では、一人当たり月額約 102,900 円となり、公立保育所のほうがやや割高ではあるものの、あまり大きな差は出ませんでした。しかし、園児一人当たり投入する一般財源負担額(コスト②)を比較すると、公立保育所の月額約 90,500 円に対し、民間保育所では、月額約 43,400 円と半分以下になります^(※1)。

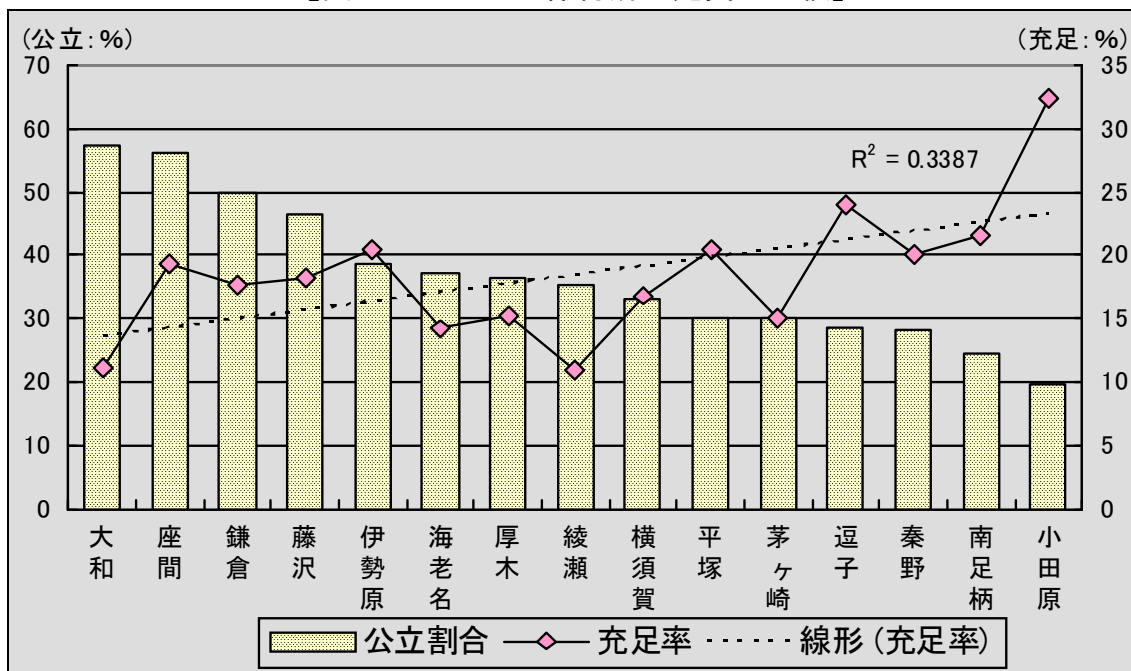
【表-4-1-1 保育所運営経費の比較】

区分	一月当たりの延入所人数 (A)	事業費 (B:円)	一般財源 (C:円)	コスト① (B/A:円)	コスト② (C/A:円)
公立	6,099	692,371,232	551,799,150	113,522	90,474
民間	15,804	1,626,424,491	686,252,467	102,912	43,423

この理由は、保育所運営に対する国庫負担制度にあります。保育料は、公立でも民間でも同額ですが、民間保育所には、公立保育所には交付されない国からの運営補助金が交付され、この差が、一般財源投入額に現れています。

県下各市(公立保育所を持たない三浦市を除く。)の保育所定員(平成 20 年 4 月 1 日現在)に占める公立保育所の定員の割合と 5 歳以下の人口(平成 19 年 1 月 1 日現在)に占める保育所定員の割合(以下「充足率」といいます。)について比較し、【図-4-1-5】に表しました。

【図-4-1-5 公立保育所の定員の比較】



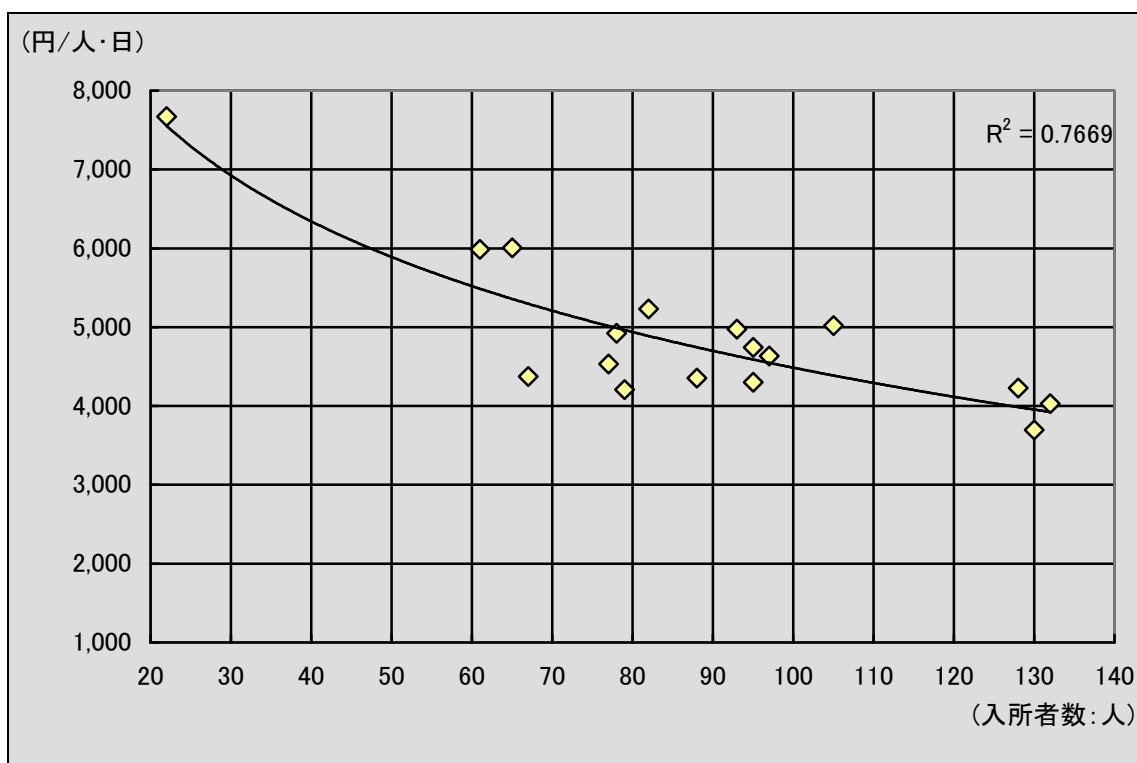
※1 事業費に臨時的経費を含めていないため、前述の管理運営経費とは金額が異なります。

その結果、保育所全体の定員に対し、公立保育所の定員が占める割合が高い市ほど、充足率が低くなる傾向があることをうかがうことができます。

このことは、現行の国の制度下では、国からの運営補助がなく、園児一人当たりの一般財源負担が大きくなる公立保育所の定員を多くするほど、市の財政が圧迫され、結果として、その市の民間保育所も含めた保育所全体の定員を増やせなくなっていることを表した結果と推測することもできます。

また、民間保育所も含めて、平成 19 年度における管理運営費から、園児一人当たりのコスト(事業費ベース)を算出し、管理運営経費面におけるスケールメリットを分析し、【図-4-1-6】に表しました。

【図-4-1-6 保育所の管理運営コスト】



園児数がおおむね 90 人程度以上になると、管理運営経費にスケールメリットが現れる可能性があることがわかりましたが、このことは、公立であるか民間であるかにかかわらず、小規模な保育所が増えると、市の負担も割高になることを現しています。

(4) 給食調理業務

平成 19 年度から渋沢保育園の給食調理業務が委託化され、平成 20 年度からは新たに広畑保育園も委託化されましたが、保護者からも好評価を得ています。

渋沢保育園では、委託の効果額は、およそ 650 万円、園児一人当たりのコストに換算すれば、1 日当たり約 168 円のコスト減が図られたと試算されます。

しかし、本市の保育園の給食調理業務を担当する業務員の配置は、3 人体制が

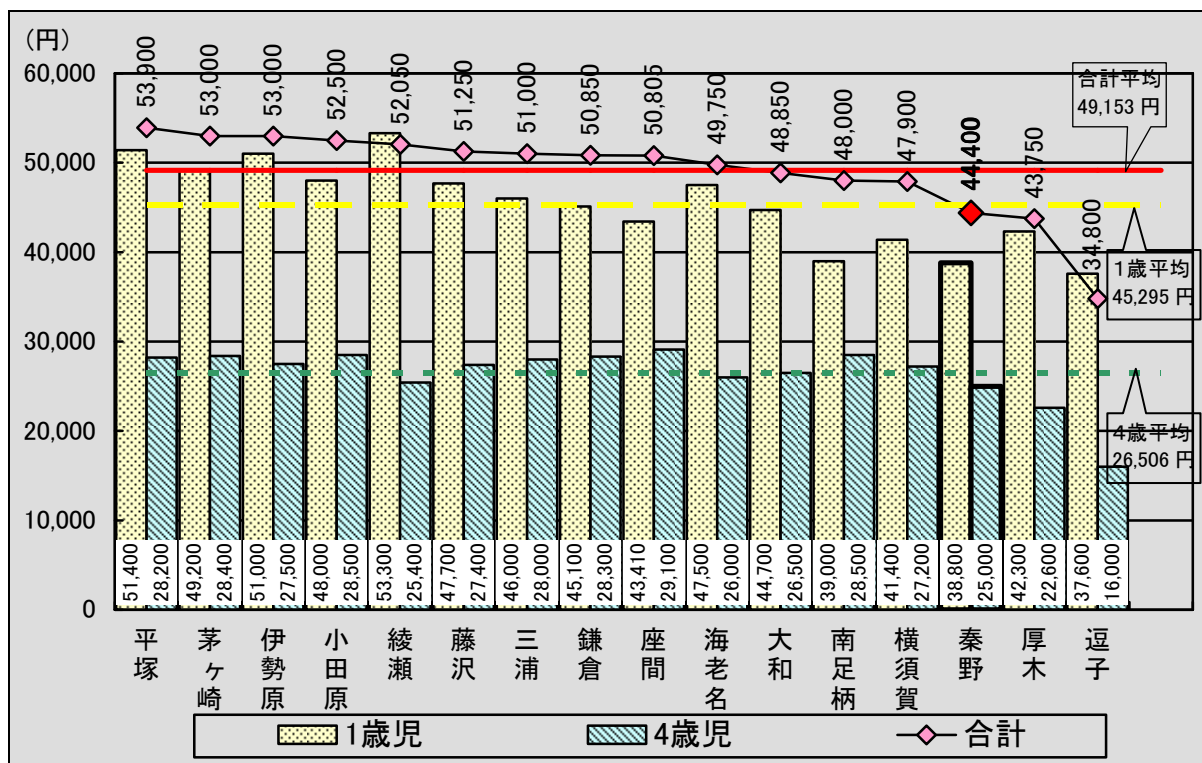
基本であり、保育園業務からの配置転換を行わずに委託化を進めるとなれば、3人の退職者を待たなければ新たな保育園での委託は行えない(3人に達するまでは、臨時又は再任用職員で補う)ことになります。

(5) 保育料

平成 19 年度における公立幼稚園と公立保育所の管理運営経費に占める保育料収入の割合を調査したところ、公立幼稚園では、約 22 パーセントであったのに対し、公立保育所では、約 20 パーセントとなっています。

前年の世帯所得税額が 200,000 円をモデルケースとして、県下各市の 1 歳及び 4 歳児の月額保育料並びに両名を預けた場合の月額保育料(平成 20 年 4 月 1 日現在)について比較し、【図-4-1-7】に表しました。

【図-4-1-7 県下各市の保育料】



本市の保育料は、1 歳児の場合は、逗子市に次いで下から 2 番目(県下平均額の約 86 パーセント)、4 歳児の場合は、逗子市、厚木市に次いで下から 3 番目(県下平均額の約 94 パーセント)となっています。

また、両名を預けた場合は、4 歳児と同じく下から 3 番目(県下平均額の約 90 パーセント)であることがわかりましたが、仮に保育料を 10 パーセント値上げしたとすれば、1 歳と 4 歳児を通わせた場合の保育料は、県下平均に近づくこととなります。

さらに、本市の場合は、保育料の区分は、3 歳未満と 3 歳以上の 2 区分となっていますが、相模原、大和、海老名、座間、綾瀬、横須賀、逗子及び三浦の各市

では、保育士配置基準が4歳以上とは異なり、人件費の負担の大きい3歳児の区分を設け、4歳児以上より割高な保育料を設定しています。

2 児童ホーム

【施設の概要】

施設名	利用者 (A)	管理運営費 (B:千円)	一般財源 (C:千円)	B/A (円/日)	C/A (円/日)
児童ホーム 20 室	243, 776	125, 501	92, 733	515	380

【位置図】

《すべて小学校内に設置されていることから、省略します。》

放課後帰宅しても家族の就労又は疾病等により、適切な保護が受けられない小学校の低学年児童について、保護者の申込みにより、一定の時間児童ホームで保護し、適切な遊びや正しい生活指導等を行うことにより、児童の健全な育成を図るため、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき設置されています。

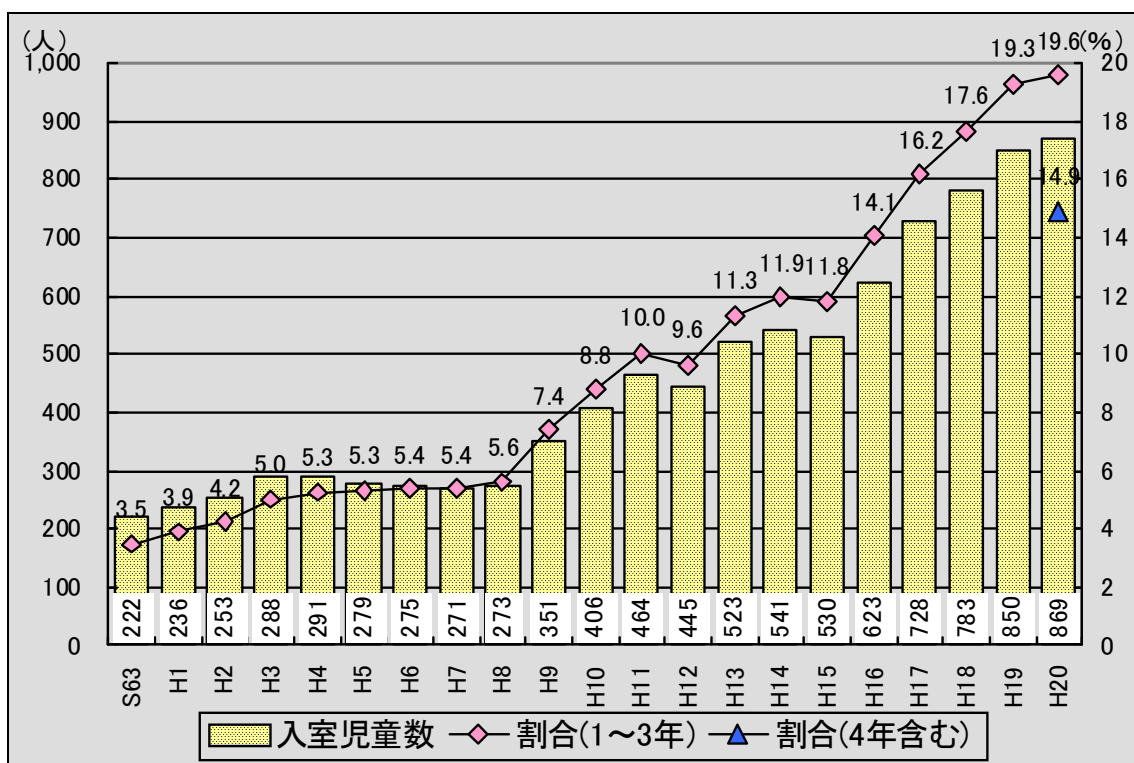
本市では、かつては児童館も設置場所に利用されていましたが、小学校に余裕教室が増えたこと等から、徐々に設置場所が小学校に移され、平成18年度に上小学校に設置されたことにより、市内13小学校のすべてに設置されることとなりました。

昭和63年度以来の入室者数と全児童数(各年5月1日現在)に占める入室者数の割合を【図-4-1-8】に表しました。

入室者数は、昭和63年度の222人から平成19年度には850人となり、20年間でおよそ3.8倍となりました。また、入室者の割合も昭和63年度の約4パーセントから、平成19年度には約19パーセントとなり、およそ5.4倍になったことがわかります。

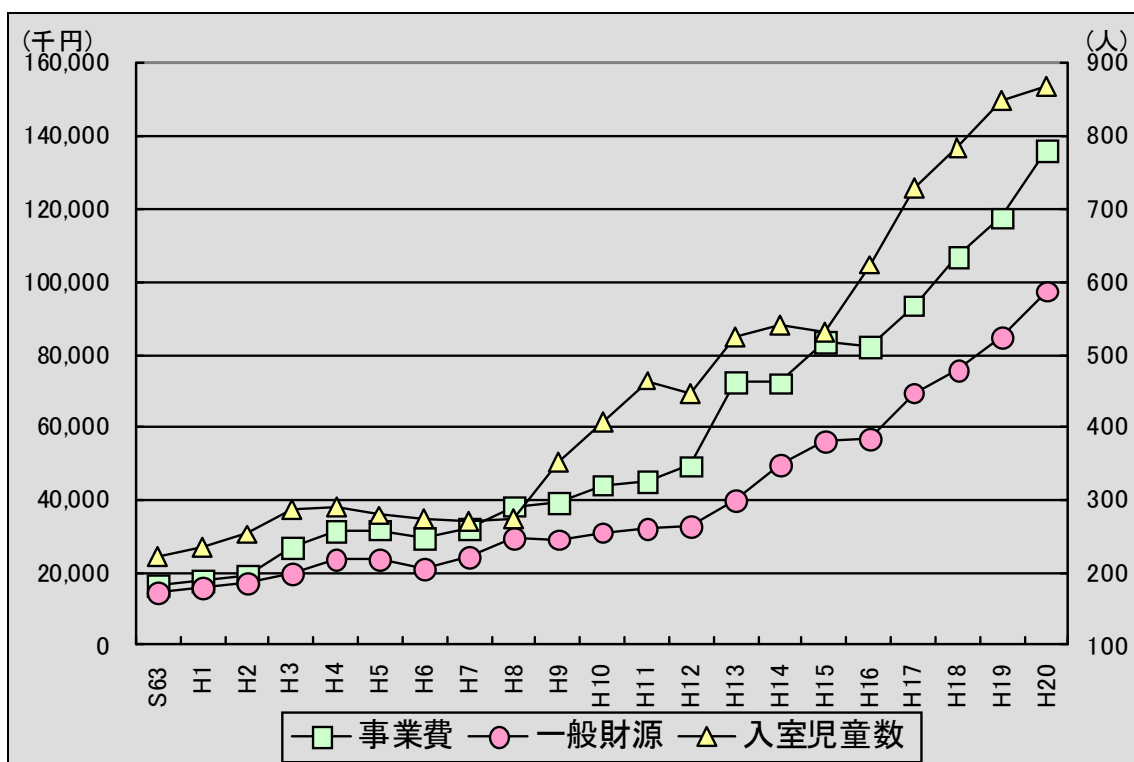


【図-4-1-8 児童ホーム利用状況等の推移】



また、管理運営経費(管理運営に係る事務局職員の人件費を除く。)の推移を【図-4-1-9】に表しました。

【図-4-1-9 児童ホーム管理運営経費の推移】



管理運営経費は、昭和 63 年度の約 1,640 万円から、平成 19 年度には約 1 億 1,769 万円と、およそ 7.2 倍となり、一般財源投入額も約 1,450 万円から約 8,492 万円と、およそ 5.9 倍に達しています。

平成 19 年度の利用者一人当たりの一般財源による年間負担額は、102,072 円(昭和 63 年度の 1.5 倍)に上り、平成 20 年度予算では、指導員が 10 名増えることから、さらに増額されています。また、経費としては表面には見えてきませんが、これ以外にも、上下水道使用料を除く光熱水費は、学校の管理運営費から支出されており、特に夏季休業期間中は、冷房が設置されていることから、その費用も決して小額とはいえません。

本市では、入室者の保護者は、おやつ代や教材費として、月額 4,000 円を保護者会に支払うほかに、朝夕の拡大時間に利用する場合は、月額 1,000 円から 4,000 円の自己負担が生じますが、いわゆる保育料に当たるものは、拡大時間以外は徴収されません。しかし、おやつ代や教材費以外の保護者負担に関して、他市の例を調べてみると、横須賀市では、保育料として月額 2 万円、安い市でも 5 千円程度を徴収しており、無料となっているのは、本市と厚木市が挙げられます。

さらに、平成 19 年 5 月 1 日現在、全国の放課後児童健全育成事業を行っている公営の施設は、7,409 箇所(全体の約 44 パーセント)であり、必ずしも民間の建物ではなく、学校等の公共施設を利用しているものも含まれますが、民営の施設は 9,276 箇所(全体の約 56 パーセント)となっています(厚生労働省調べ)。

本市の場合は、放課後に児童が移動する際のリスクを回避するとともに、余裕教室の有効活用策として、児童館から小学校に集約された経緯があり、すべて小学校を利用した公設公営の施設となっています。

しかし、これ以上利用者が増えるのであれば、既存の学校施設内で行うには、おのずと限界があり、利用希望者のすべてを受け入れられなくなるか、又は学校内に施設を建設する必要が生じる可能性があります。

3 ポケット 21

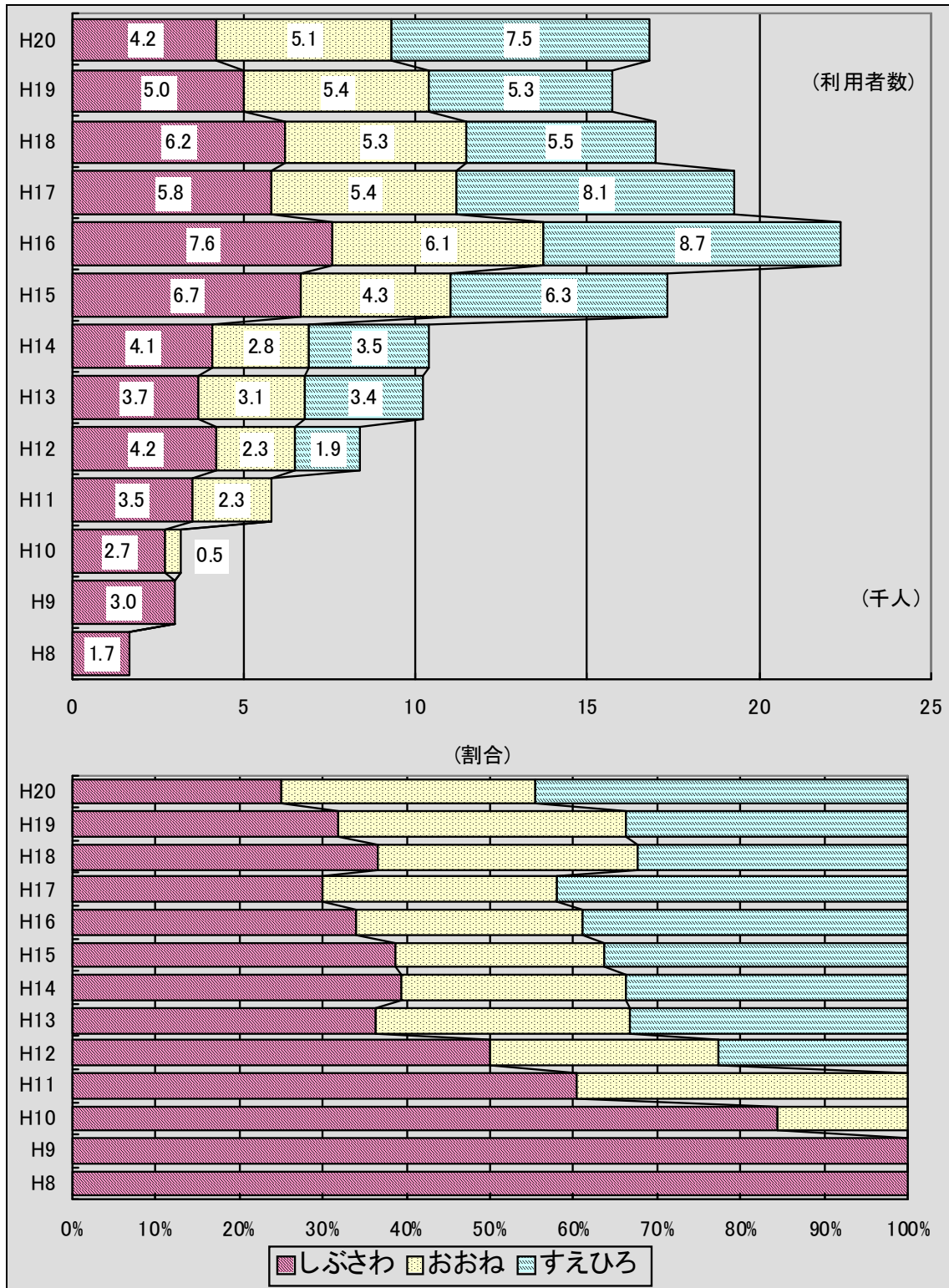
【施設の概要】

施設名	利用者 (A)	管理運営費 (B:千円)	一般財源 (C:千円)	B/A (円)	C/A (円)
ぽけっと 21 しぶさわ	5,000	3,108	1,310	622	262
ぽけっと 21 おおね	5,391	3,108	1,310	577	243
ぽけっと 21 すえひろ	5,311	4,715	1,871	888	352
計	15,702	10,931	4,491	696	286

ぽけっと 21 は、核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てに悩みを持ち、家に閉じこもりがちな母親が増えていることから、子供たちが自由に遊び、親同士が子育てについて互いに学び合える場である子育て支援センターとして、幼稚園の余裕保育室を活用し、設置されています。

開設以来の利用者数について、【図-4-1-10】に表しました。

【図-4-1-10 ぽけっと 21 利用者の推移】

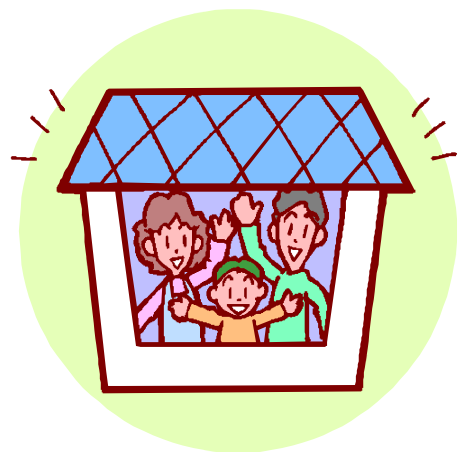


平成8年度にしぶさわ幼稚園内に「ぼけっと 21 しぶさわ」が、平成10年度に大根幼稚園内に「ぼけっと 21 おおね」が、そして平成12年度にすえひろ幼稚園内(現すえひろこども園)内に「ぼけっと 21 すえひろ」が開設され、利用者数も順調に増え続けました。しかし、平成16年度をピークに利用者数は減少に転じ、平成19年度には、年間利用者数延べ15,702名、1施設につき1日当たり約30名の利用となっていることがわかります。

また、各施設の利用者が全体の利用者に占める割合を見ると、3施設がそろった平成13年度以降、平成17年度までは、「すえひろ」が増え続け、「しぶさわ」が割合を減らして3施設の利用者がほぼ3分の1ずつとなっていました。平成20年度には、「すえひろ」の利用者が大きく増えていることがわかります。

「しぶさわ」の開設から10年以上が経過し、近3年の利用者数は、減り続けています。子育て支援に関する施策は、こども園の制度が始まるなど、ぼけっと 21の開設当初から大きく変化しています。

また、すえひろ幼稚園は、こども園として保育園と共用化されましたが、他のこども園には設置されていないぼけっと 21が設置されていることにより、限られた園舎のスペースを目いっぱいを使用している状況にあり、保育園、幼稚園ともに、今後の定員の拡大は、難しい状況にあります。



第2款 高齢者用施設

1 広畑ふれあいプラザ

【施設の概要】

施設名	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	築年 構造	利用者 (A)	管理運営費 (B:千円)	一般財源 (C:千円)	B/A (円)	C/A (円)
広畑ふれあい プラザ	1,032	1,576	79 R4	71,023	21,869	21,720	308	306

※ 広畑小学校の校舎と一体となっていますが、福祉施設として整理されています。

階	階名	部屋名	階	階名	部屋名
1	憩いのフロア	談話室	3	ふれあいとくつろぎのフロア	和室1
		浴室			和室2
2	創造と学習のフロア	学習室1			4
		学習室2	多目的ホール		
		創作活動室	健康増進室		

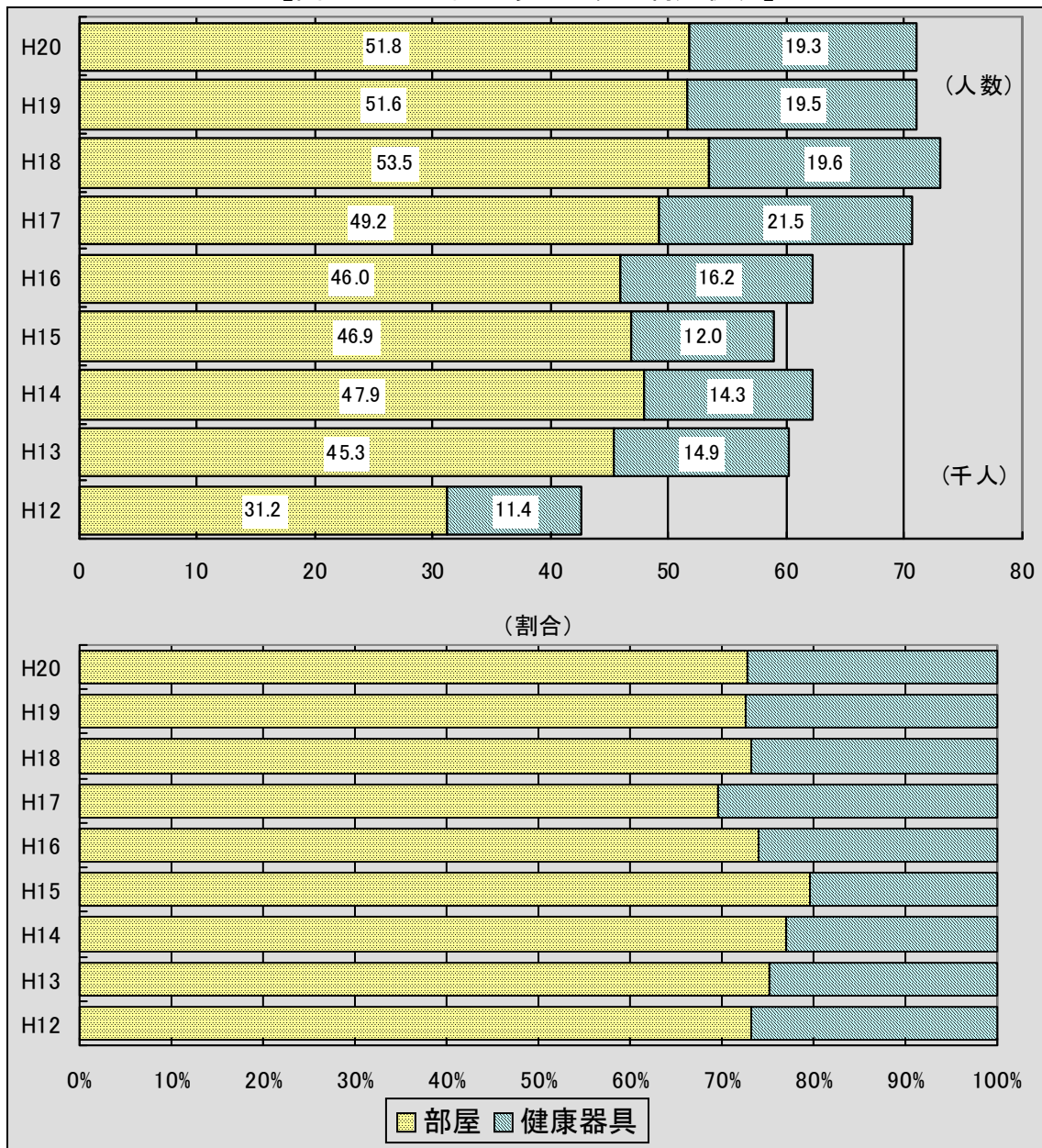
【位置図】



広畑小学校の余裕教室を転用し、介護予防の拠点施設として設置されました。地域においては、公民館的役割も果たしていますが、利用年齢が介護保険対象者に限られていることや使用料は無料であることなどが公民館とは異なります。

【図-4-2-1】に表したとおり、開設以来利用者は増え続け、近年は7万人前後で推移していますが、この数は、貸館等を行う施設の中では、保健福祉センター、本町公民館に次いで多いものとなります。しかし、利用者のうち3割弱は、健康器具の利用者であり、それを除けば、各部屋の利用はフル回転の状況にあるとはいえません。

【図-4-2-1 ふれあいプラザ利用状況】



高齢者等の健康増進、教養の向上並びに生きがいに優先使用していますが、現在でも空いているときは、市内在住・在勤の個人又は団体の使用も認めています。

このことは、本市の公共施設の効率的利用及び将来の負担軽減のためには、有効なことであると考えられます。

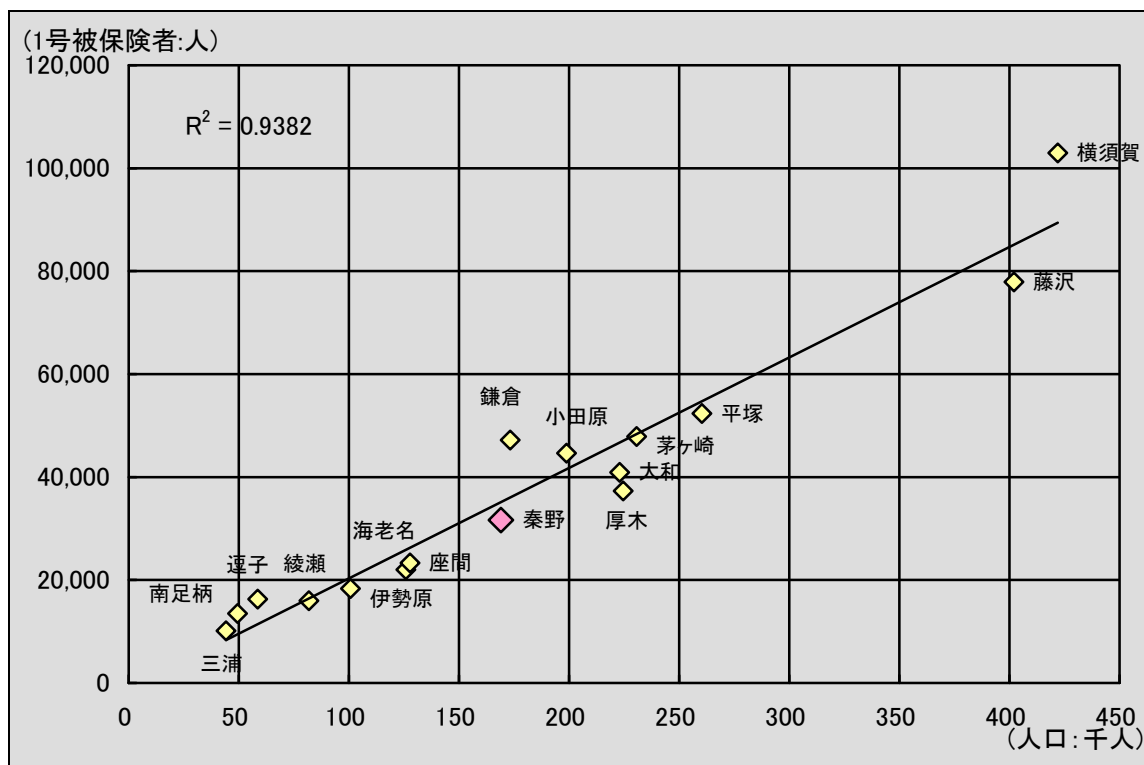
なお、広畑ふれあいプラザをはじめとする複数の施設に設置されている健康器具は、人気が高く、無料で使用できることもあり、どの施設も多くの利用者がいます。大半は、施設の開設当時に寄付されたものですが、今後、更新することとなれば、その費用は、決して安いものとは言えません。

平成 21 年 3 月 31 日末現在の本市の介護保険の実施状況を県下各市と比較してみました。

【図-4-2-2】に表したとおり、人口との比較においては、第 1 号被保険者^(※1)の数は、県下の標準よりもやや少なめであるといえます。また、第 1 号被保険者に占める要介護(要支援)認定者^(※2)の数は、【図-4-2-3】に表したとおり、ほぼ県下の標準的な数であるといえます。

このことから、先進的であった広畑ふれあいプラザのような施設の設置が、介護予防に効果を挙げているとは言い切れません。

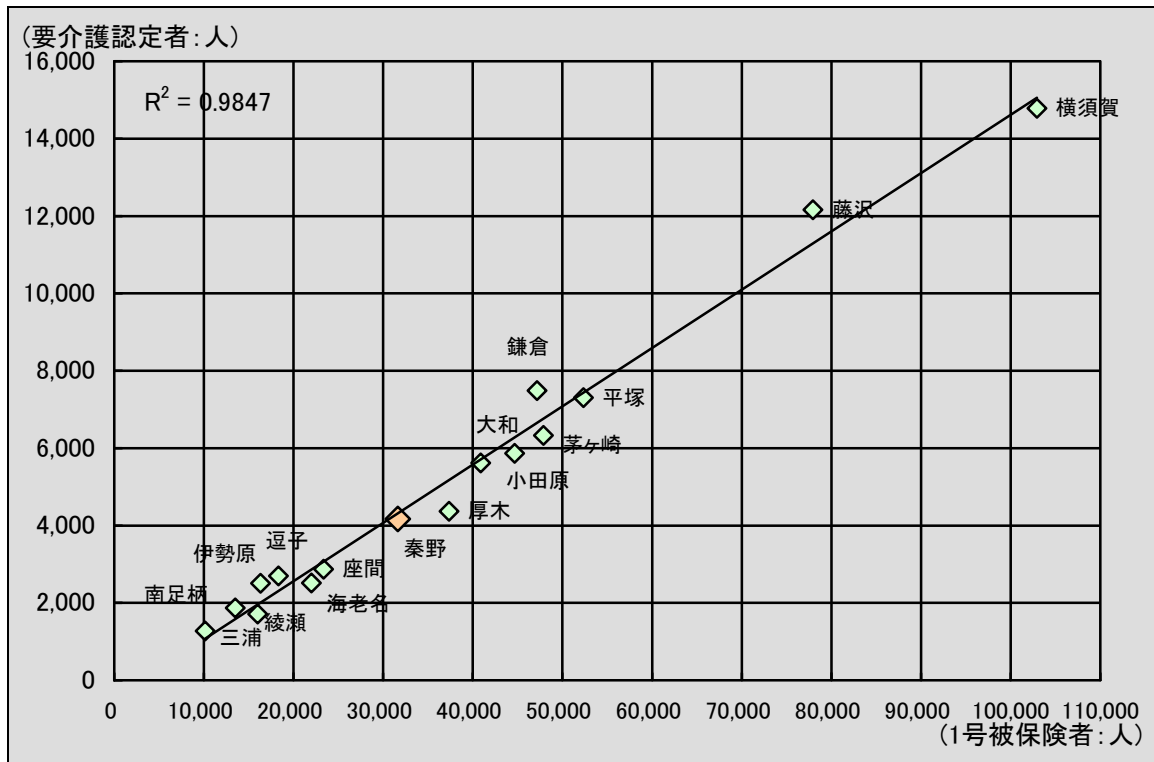
【図 4-2-2 介護保険の実施状況の比較 1】



※1 介護保険は、40 歳以上で被保険者となりますが、このうち、65 歳以上の被保険者を第 1 号被保険者といいます。

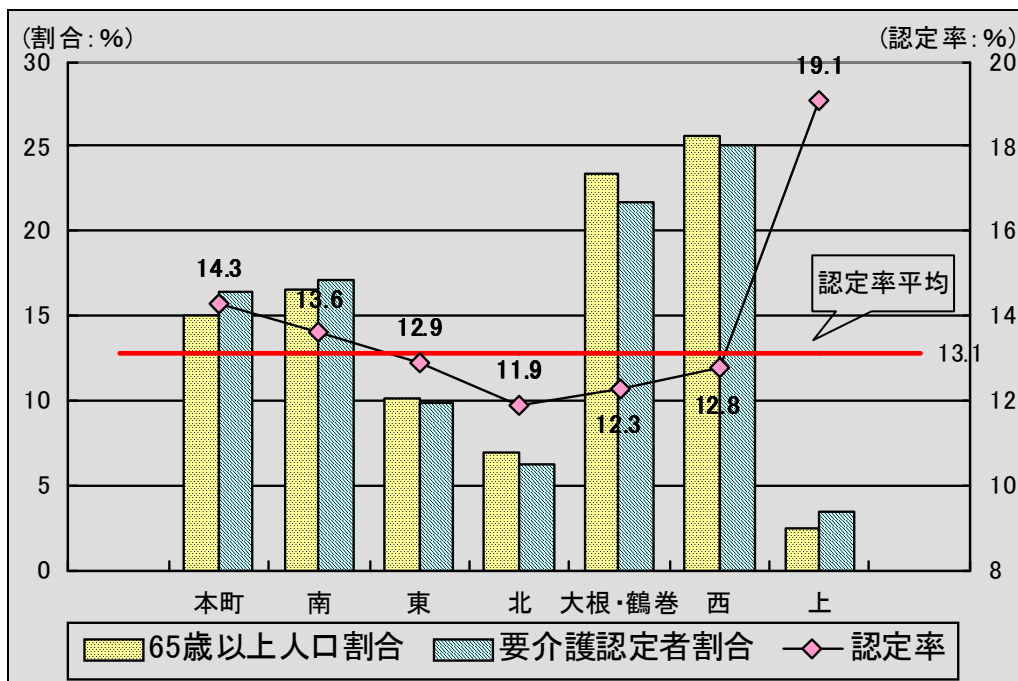
※2 介護保険の給付(介護サービス)を受けるためには、要介護又は要支援の認定を受ける必要があります(ただし、65 歳未満の場合は、特定の疾病にかかっていることが必要となります。)。介護の必要性に応じて要支援 2 区分、要介護 5 区分の 7 つの区分で認定されます。

【図 4-2-3 介護保険の実施状況の比較 2】



そこで、市内の地区別に、平成 20 年 3 月末日現在の介護保険の実施状況を調査し、【図-4-2-4】に表しました。

【図-4-2-4 地区別の介護保険実施状況】



大根・鶴巻地区の 65 歳以上の居住者は、市内の 65 歳以上の人口(住民基本台帳

人口)の23.4パーセントを占めていますが、市内の要介護(要支援)認定者に占める大根・鶴巻地区の認定者は、21.8パーセントであり、1.6ポイント低くなっていることがわかりました。

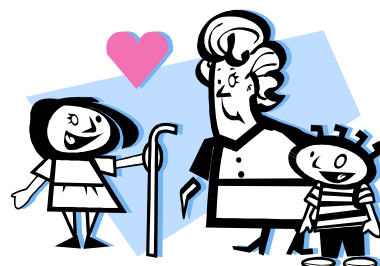
また、65歳以上の人口に占める要介護(要支援)認定者の割合も、12.3パーセントと北地区に次いで低い数値となっています。他にも様々な要因があるとは思いますが、このことから、広畑ふれあいプラザのような施設が介護予防に効果を表しているということも否定できません。

2 末広ふれあいセンター

【施設の概要】

施設名	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	築年 構造	利用者 (A)	管理運営費 (B:千円)	一般財源 (C:千円)	B/A (円)	C/A (円)
末広ふれあい センター	1,032	585	'03 S2	44,660	9,927	9,927	222	222

階	部屋名
1	世代間交流室(ホール)
	伝統文化継承室(ホールを分割)
	伝統文化資料室(図書室)
2	和室
	洋室
	会議室
	調理室
	浴室
	リフレッシュコーナー(健康器具)



【位置図】



高齢者の健康増進及び教養の向上を図るための事業や、高齢者と児童との世代間交流事業等を展開することにより、介護予防等を図ることを目的として、老人いこいの家すえひろ荘と末広児童館を複合化して設置した施設です。

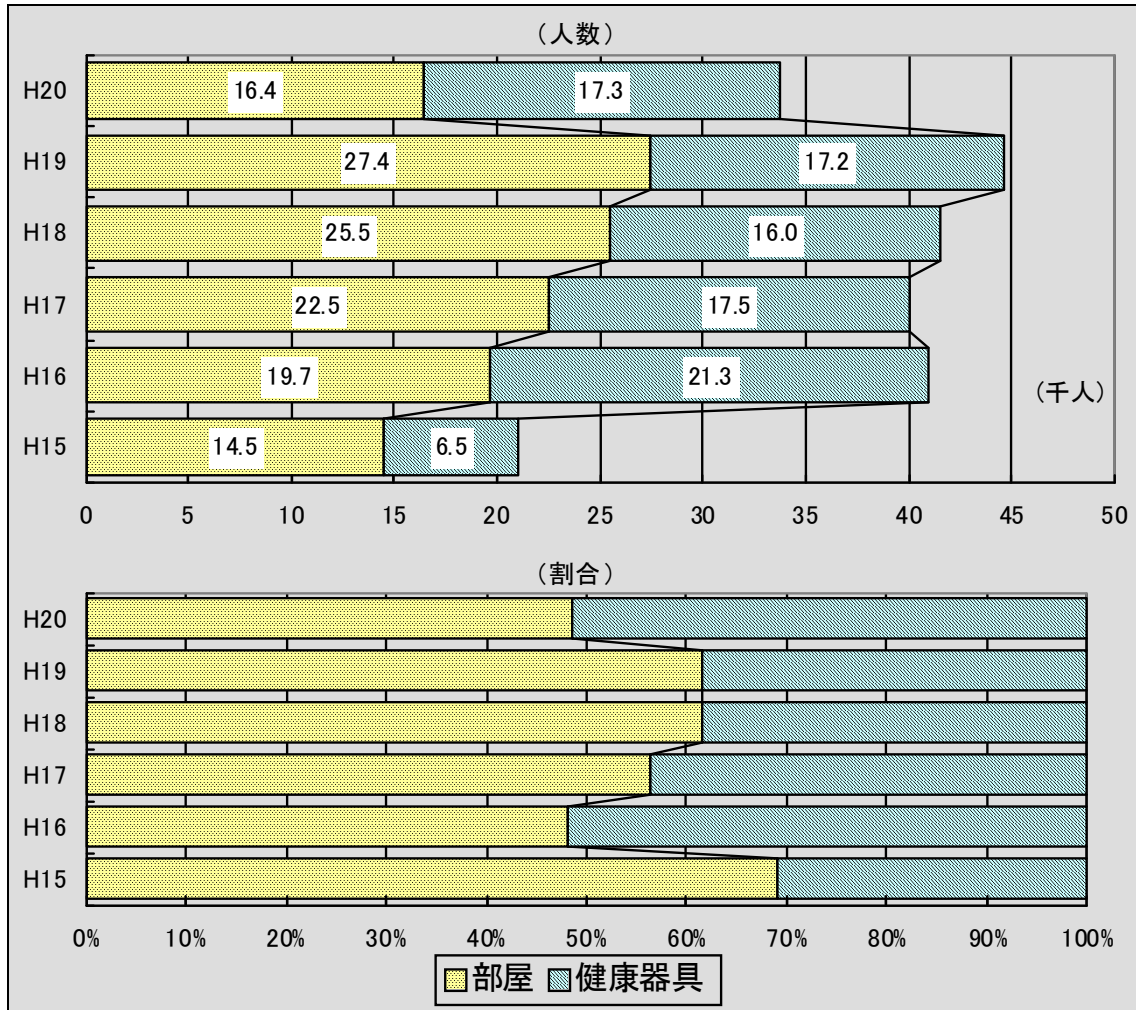
開設以来の利用状況について【図-4-2-5】に表しました。

利用者は、毎年40,000人代前半で推移していましたが、平成20年度には大きく落ち込みました。しかし、利用者のうち健康器具の利用者は、ほぼ一定数で推移し、平成20年には、部屋の利用者が落ち込んだことから、利用者の5割を超えました。2階の和室では、定期的にミニデイサービスが実施されるなど、活用されてはいますが、利用者数からすれば、すべての部屋が最大限に有効活用されているとはいえない状況にあります。

また、市のホームページ等から得られる施設に関する情報も少なく、インターネットを用いた公共施設に関する市民意識調査でも、6割以上の回答者が「名前も場所も知らない。」と答えています。



【図-4-2-5 センター利用者の推移】



3 老人いこいの家

【主な施設の概要】

施設名	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	築年構造	利用者 (A)	管理運営費 (B:千円)	一般財源 (C:千円)	B/A (円)	C/A (円)
老人いこいの家 かわじ荘	1,154	133	`72 W1	5,404	592	592	110	110
” ほりかわ荘	284	132	`73 W1	5,339	551	551	103	103
” くずは荘	409	99	`74 W1	3,342	608	608	182	182
” あずま荘	392	125	`75 W1	4,469	604	604	135	135
” すずはり荘	392	174	`78 W2	4,365	477	477	109	109
合計	2,631	663		22,919	2,832	2,832	124	124

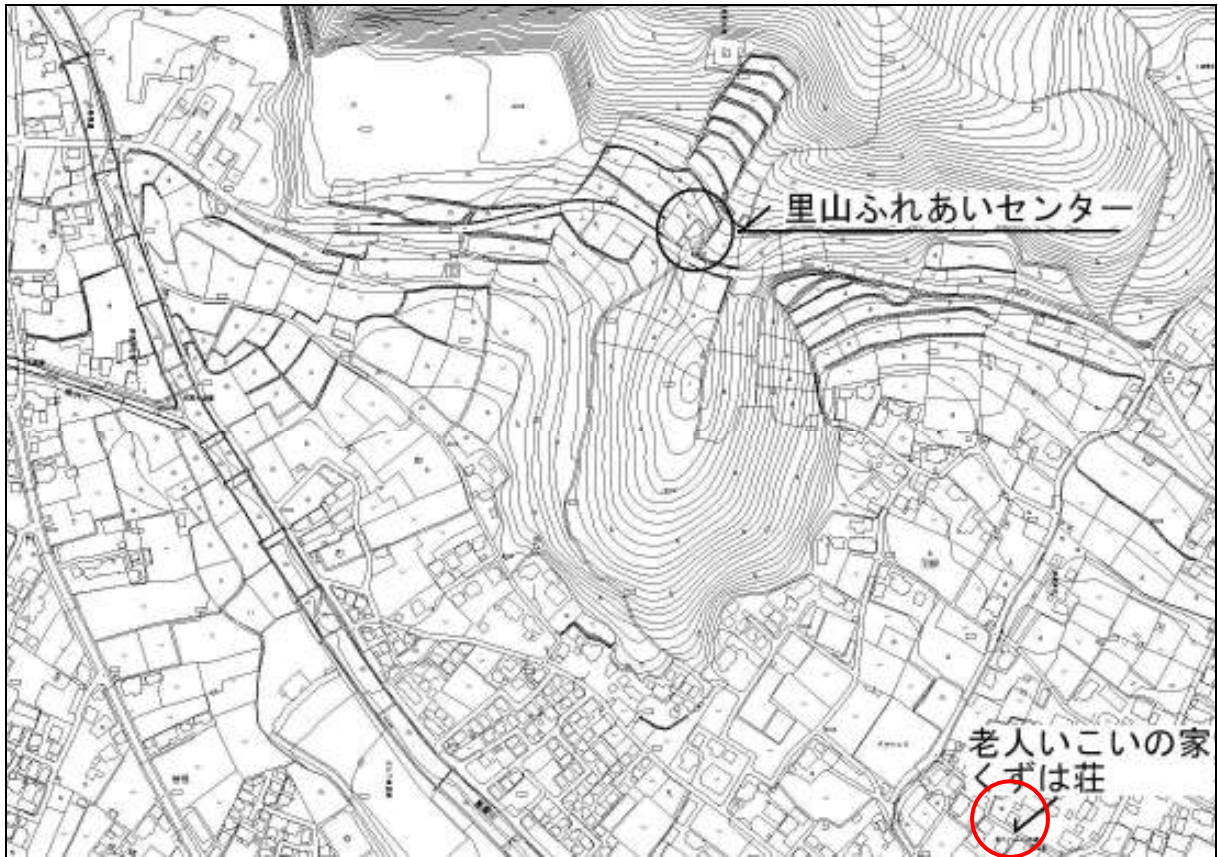
【位置図】 《かわじ荘》



《ほりかわ荘》



《くずは荘》



《あずま荘》



《すずはり荘》



老人いこいの家条例に位置付けられている施設としては、かわじ荘(上地区・八沢地内)、ほりかわ荘(西地区・堀川地内)、くずは荘(北地区・羽根地内)、あずま荘(東地区・寺山地内)、すずはり荘(南地区・鈴張町地内)の5施設があります。

また、その他にも同機能を持つ施設として、大根公民館と複合化されているおおね荘(大根地区)、及び末広ふれあいセンター(本町地区)があり、老人いこいの家の設置目的と同様の利用ができる施設としては、7施設が挙げられます。

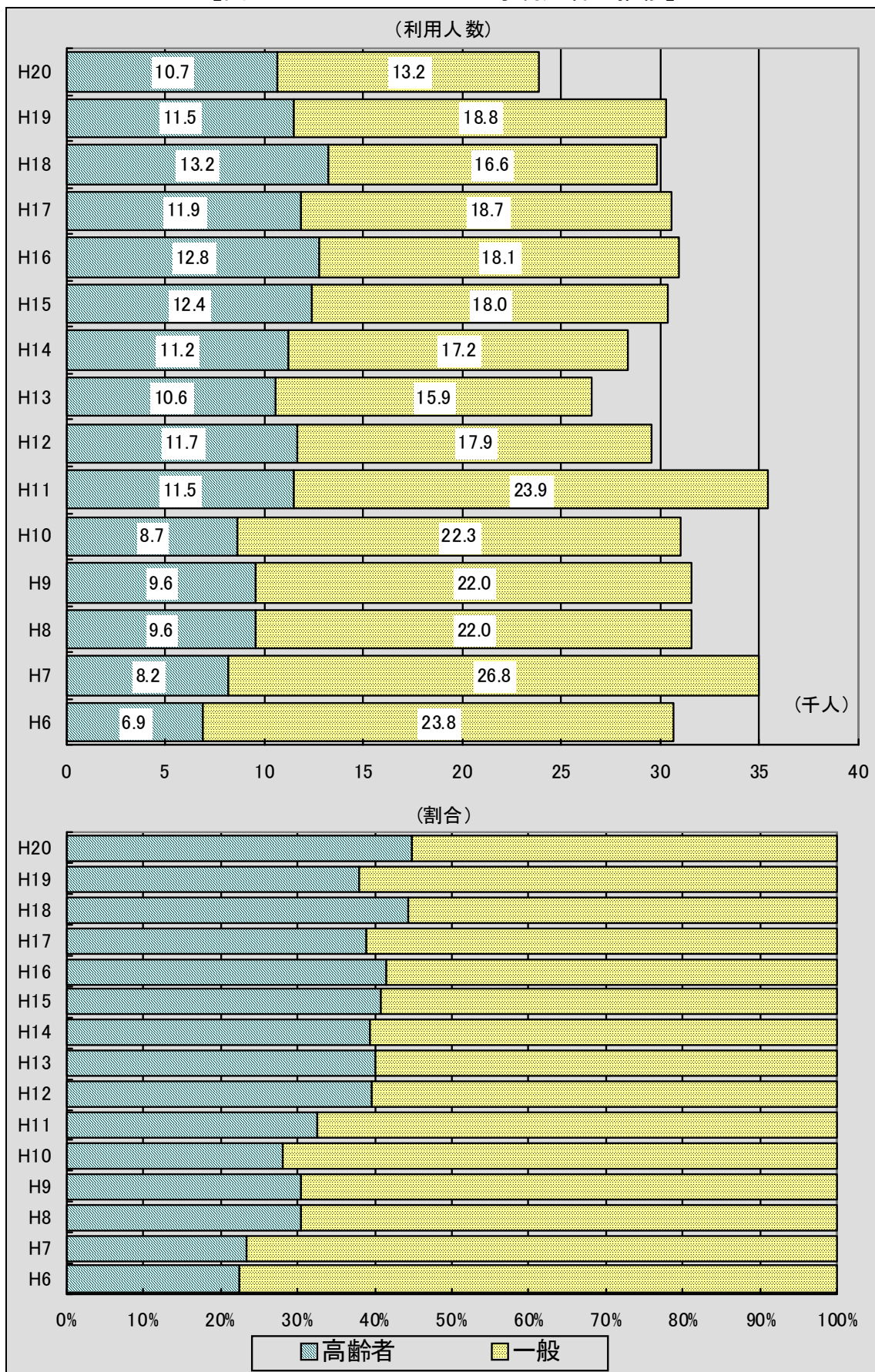
利用状況の推移を【図-4-2-6】に表しました。

条例に位置付けられた5施設及びおおね荘の利用者数は、おおむね3万人程度で推移してきましたが、平成20年度には、2万4千人弱に落ち込みました。

しかし、その内訳には、変化が見られます。利用者を高齢者と一般に区分したとき、過去には最大で一般の利用者が高齢者を25,000人程度上回っていましたが、平成20年度には、その差は2,500人程度にまで縮まっています。

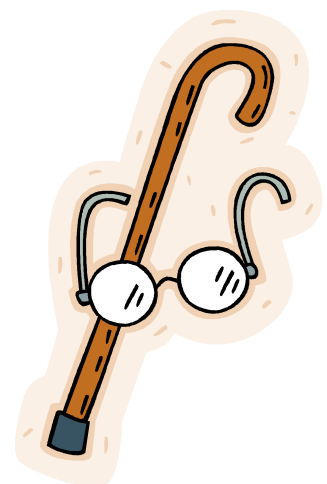
ミニデイサービスの実施等により、本来の設置目的での利用者が増えたとの見方もありますが、利用者数がほぼ一定に推移していることや現地調査の結果等から推測できるのは、老人いこいの家は、本来の設置目的以外に地区会館代わりとして、あるいはサークル活動にも利用されていることから、利用者がほぼ固定化されており、その利用者が年月の経過とともに、自然と高齢者の区分に移っているということがいえそうです。

【図-4-2-6 老人いこいの家利用者の推移】



また、老人いこいの家は、ミニデイサービスの利用者も含め、狭い範囲での利用者が多く、そういった特性も踏まえた上で、指定管理者も各地域の運営委員会に委ねたといえます。

さらに、児童館にも言えることですが、小規模で利用者も限られる公共施設については、多くの施設は老朽化し、建替時期が迫ってきています。



第3款 その他の施設

1 保健福祉センター

施設名	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	築年 構造	利用者 (A)	管理運営費 (B:千円)	一般財源 (C:千円)	B/A (円)	C/A (円)
保健福祉センター	9,131	8,677	'98 R4	203,421	93,167	86,532	458	425

階	部屋名	定員	使用料【注1】	保健福祉限定
地	シルバー人材センター作業室	—	—	—
	厚生室1・2	—	—	○
1	問診指導室	—	—	—
	ボランティア室	—	—	○
	健康子育て課事務室	—	—	—
	社会福祉協議会事務室	—	—	—
2	健康学習室	—	—	○
	調理実習室	—	—	○
	第1会議室	8	100円/h	×
	第2会議室	16	200円/h	×
	和室	12	200円/h	×
	教養娯楽室1	24	300円/h	×
	教養娯楽室2	24	300円/h	×
	教養娯楽室3	24	300円/h	×
	創作活動室	—	—	○
	健康器具コーナー	—	—	—
	地域活動支援センターあじさい	—	—	—
3	喫茶・売店	—	—	—
	多目的ホール	308	16,000~20,000円/日【注2】	×
	第3会議室	18	500円/h	×
	第4会議室1	—	400円/h	×
	第4会議室2	—	400円/h	×
	遊戯室	—	—	○
4	各種福祉関係団体事務室	—	—	—
	図書室	—	—	○
4	障害児デイサービスセンター	—	—	—

注1 保健福祉目的での使用は、無料となります。

注2 ステージ及びイスを使用しない場合、1,000円/hとなります。

【位置図】



(1) 利用状況の推移

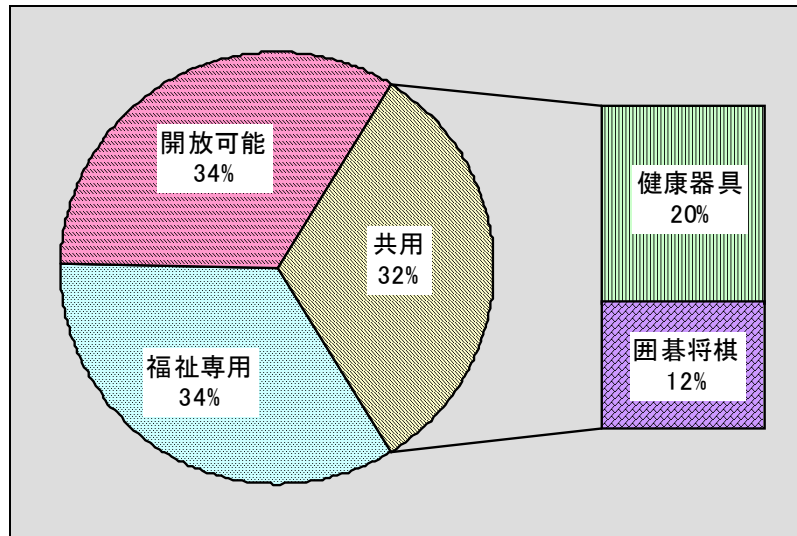
保健福祉センター内の市民が利用する施設には、保健福祉目的の利用(貸館を含む。)しか行えない健康学習室や健診諸室等(以下「福祉専用施設」といいます。)の施設、一般利用にも開放できる会議室や多目的ホール等(以下「開放可能施設」といいます。)の施設、健康器具と囲碁将棋コーナーの共用施設(以下「共用施設」といいます。)という3つの性格があります。

また、それ以外にも社会福祉協議会をはじめとする各種福祉団体の事務室や、こども健康部の事務室や相談室等にも利用されています。

平成19年度には、約203,000人の利用者がありましたが、この数は、本市の公共施設の中では、総合体育館、図書館、秦野駅北口自転車駐車場に次ぎ、文化会館を上回る4番目に多い数となります。

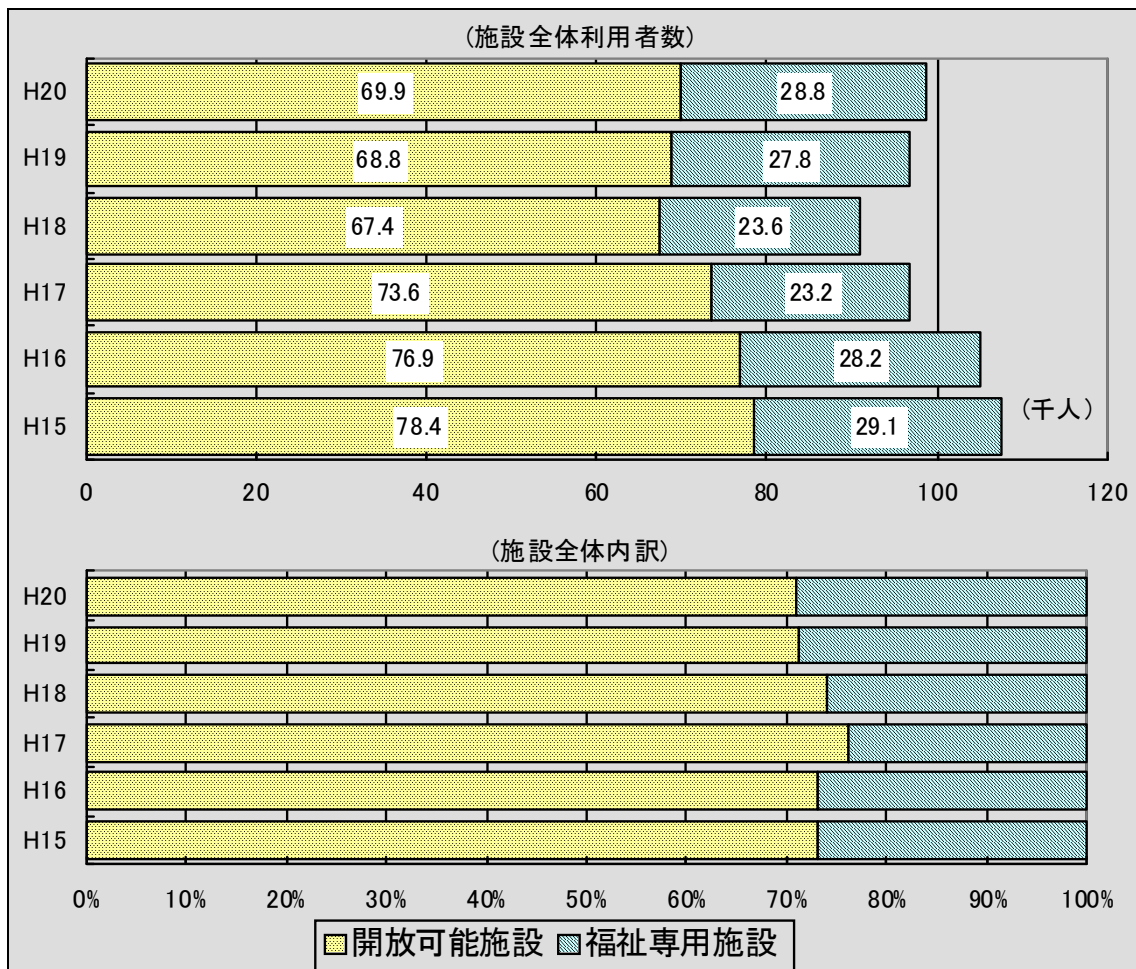
また、利用者を前述の3つの区分に分けると、【図-4-3-1】に表したとおり、その割合は、ほぼ3分の1ずつに分かれますが、共用施設の6割強に当たる4万人強が健康器具を利用していることがわかります。開放可能施設は、保健福祉目的以外での利用は有料であり、この点においては、公民館的役割も果たしているといえます。

【図-4-3-1 保健福祉センター利用者の内訳】



福祉専用施設も含めた貸館全体の利用者数(福祉専用施設についての平成14年度以前のデータがないため、平成15年度以降のデータを掲載しました。)を【図-4-3-2】に表しました。

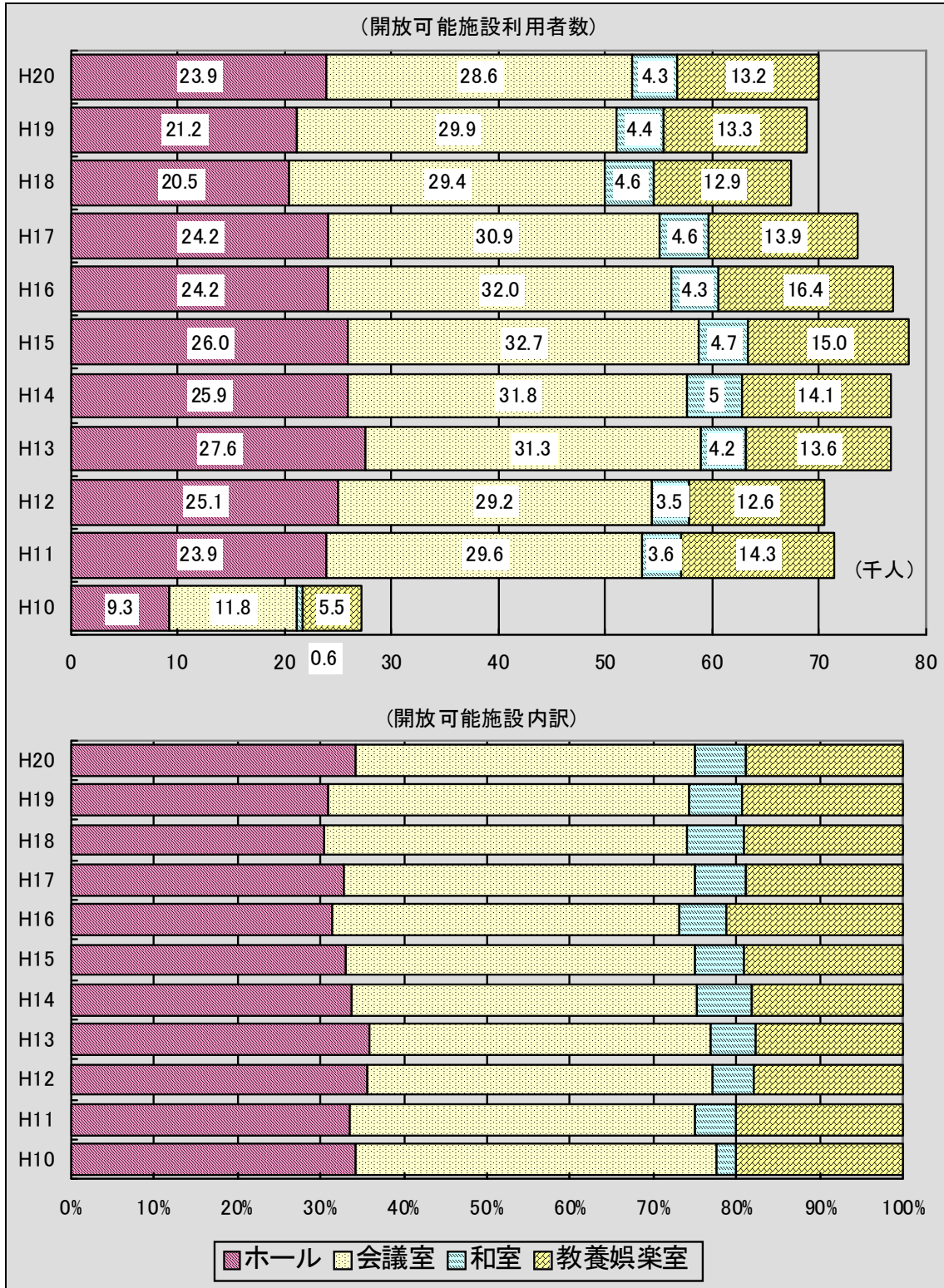
【図-4-3-2 保健福祉センター貸館利用状況 1】



平成 15 年度から平成 18 年度まで減少傾向にありましたが、平成 19 年度以降、やや持ち直していることがわかります。また、内訳を見ると、福祉専用施設の利用者の割合は、3 割弱でほぼ一定の割合を保っていることがわかります。

また、開放可能施設の利用者数を【図-4-3-3】に表しました。

【図-4-3-3 保健福祉センター貸館利用状況 2】



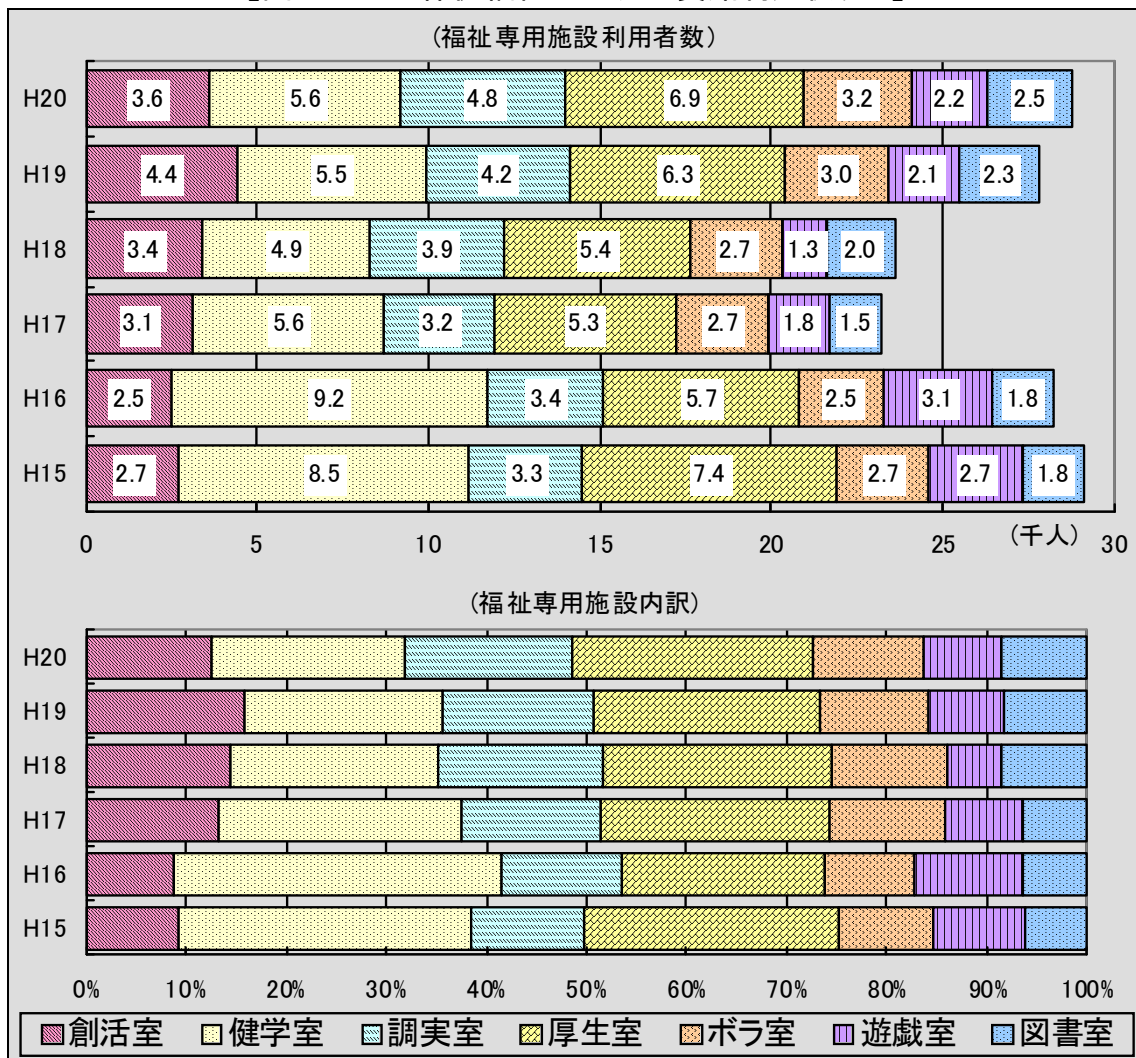
平成 15 年度をピークに 8 万人近くに達しましたが、その後減少し、近年は、7 万人前後で推移していることがわかります。

開放可能施設の利用者の内訳を見ると、ホールの利用者が 3 割前後、会議室及び和室の利用者が 5 割強、教養娯楽室の利用者が 2 割前後と、ほぼ一定の割合で推移していることがわかります。

さらに、福祉専用施設については、【図-4-3-4】に表したとおり、最も利用者が多かったのは平成 15 年度となり、平成 17 年度を底に、平成 20 年度にかけて回復傾向にあります。

福祉専用施設の内訳を見ると、平成 15 年度と比較して、調理実習室、ボランティア室、図書室の利用者の割合が増加傾向にあり、健康学習室、遊戯室の利用者の割合が減少傾向にあることがわかります。

【図-4-3-4 保健福祉センター貸館利用状況 3】



(2) 稼働率

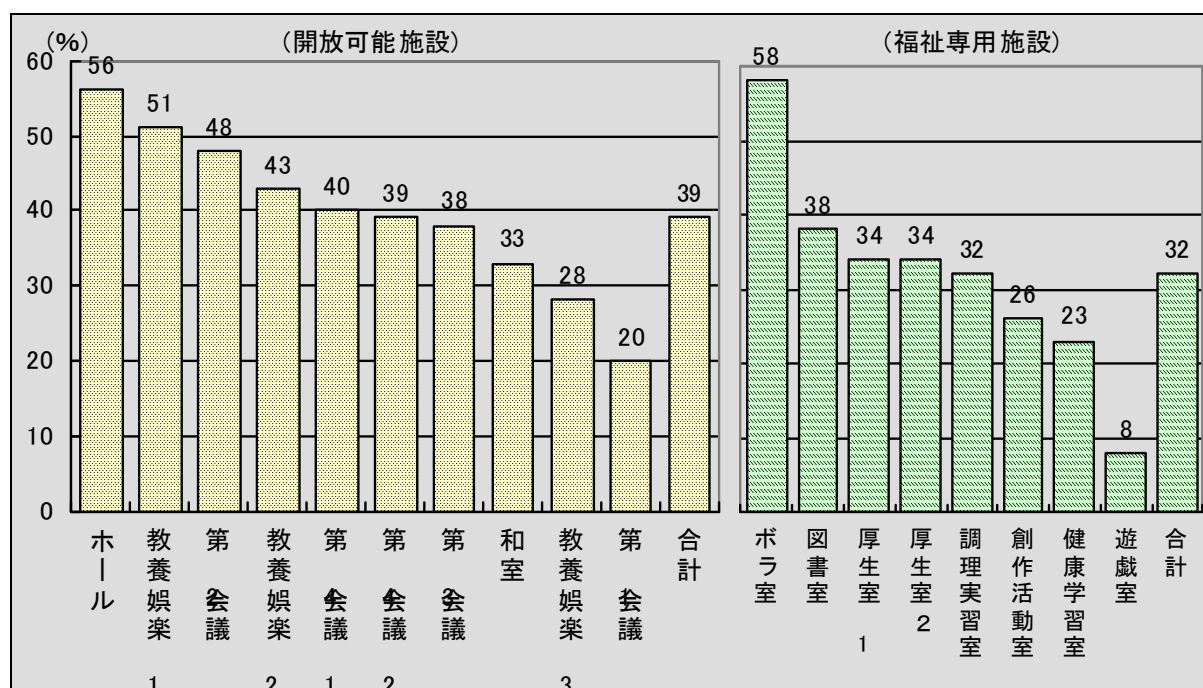
続いて、開放可能施設は、貸館としては本町公民館に次ぐ利用者があることから、施設が飽和状態にあるのかを検証してみるため、平成 20 年 8 月 18 日(月)か

ら9月7日(日)までの間の予約状況から稼働率を集計してみました。

その結果、【図-4-3-5】に表したとおり、開放可能施設については、最も稼働率が高いのは、多目的ホールの約56パーセント、次いで教養娯楽室1の約51パーセントであることがわかりました。逆に最も低いのは、第1会議室の約20パーセント、全体では約39パーセントとなり、各部屋の稼働率の差は本町公民館ほど大きくなく、各部屋が万遍なく利用されていることがわかります。

また、福祉専用施設については、稼働率が最も高いのは、ボランティア室の約58パーセント、やや離れて次が図書室の約38パーセントであることがわかりました。逆に最も低いのは、遊戯室の約8パーセント、全体では約32パーセントとなり、利用者数とともに、稼働率は、開放可能施設を下回っていることがわかります。

【図-4-3-5 保健福祉センターの稼働率】



次に、時間帯別の稼働率について、開放可能施設と福祉専用施設とともに、本町公民館(平成21年2月16日(月)から3月9日(月)までの間の稼働率)との比較を行い、【図-4-3-6】に表しました。

本町公民館は、午前と午後に稼働率70パーセント程度、夜間に40パーセント程度と、それぞれ2時間ほどの3回のピークが現れ、中でも午前中のピーク時の稼働率が最も高くなっています。

これに対し、保健福祉センターの開放可能施設では、午前中から50パーセント以上の稼働率を保ちながら、午後1時から4時の3時間程度の間ピークに達し、稼働率は70パーセントを上回ります。

また、福祉専用施設では、午前中に40パーセントに達し、午後のピーク時間は、開放可能施設とほぼ同じ時間帯になりますが、稼働率は、やや低く、60パ

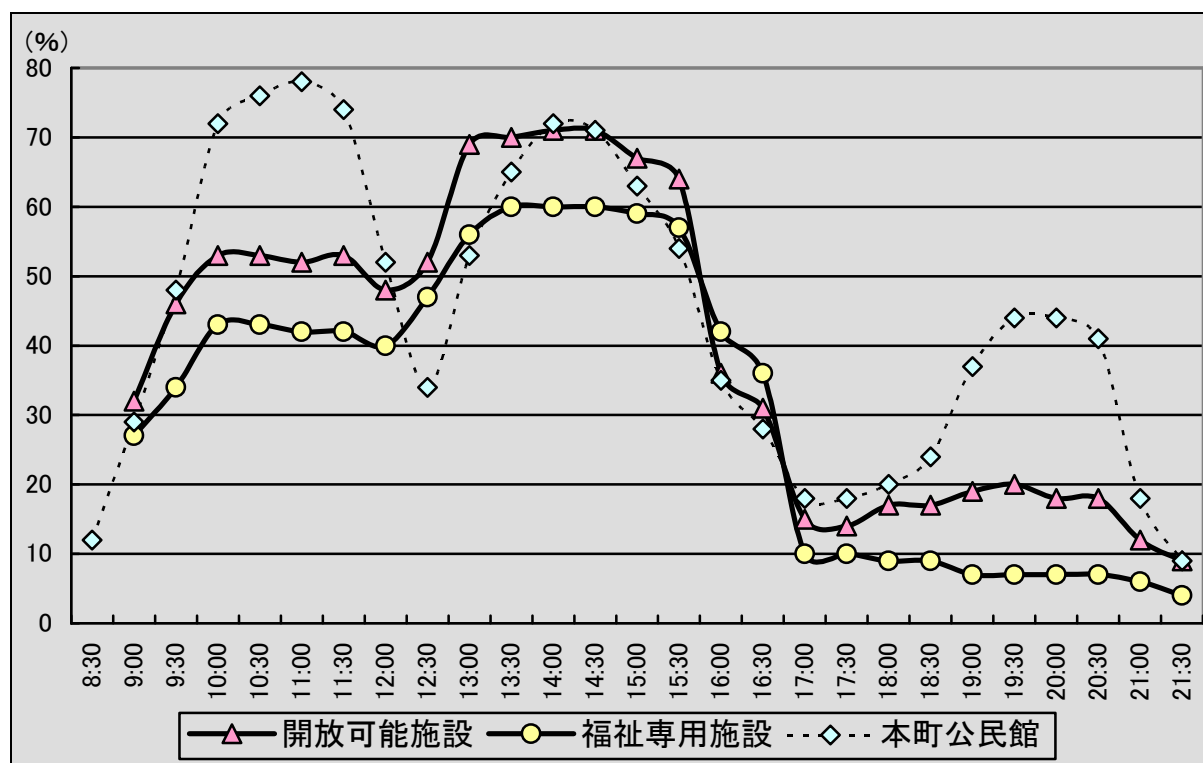
一セント程度であることがわかります。

午前中のピーク時間帯の稼働率は、本町公民館のほうが高くなりますが、午後のピーク時間帯の稼働率は、開放可能施設、福祉専用施設ともに、本町公民館の稼働率を上回っていることがわかります。このことに加え、平日は、貸館や共用施設の利用者以外にも、検診などの利用者も訪れていることから、保健福祉センターは、相当な混雑状況にあることがわかります。

これらのことから、駐車場は、イベント等の特別な行事がない場合でも、収容しきれない状況にあります。

また、昼間とは逆に夜間は、開放可能施設でも、本町公民館の半分の 20 パーセント程度、福祉専用施設では、さらに低く 10 パーセントを下回る稼働率であり、ほとんど利用されていないことがわかりました。

【図-4-3-6 時間別稼働率の比較】

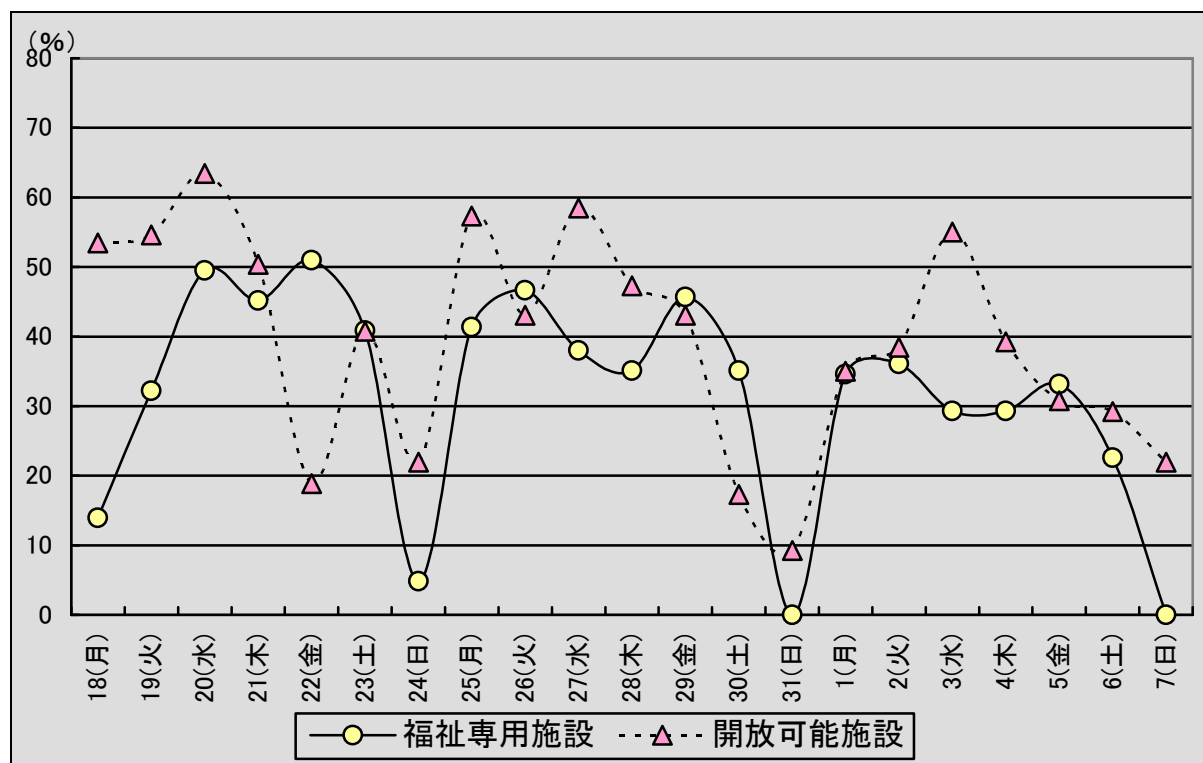


さらに、日別の稼働率についての比較を行い、【図-4-3-7】に表しました。

開放可能施設、福祉専用施設ともに、特定の曜日に山が現れるとともに、土日は、稼働率が低くなることがわかりました。

保健福祉センターは、公民館とは異なり、保健福祉目的での利用が大前提であることから、夜間の稼働率が低くなることや、土日の稼働率が低くなるなどの利用の傾向が現れることは仕方のないことであるともいえます。

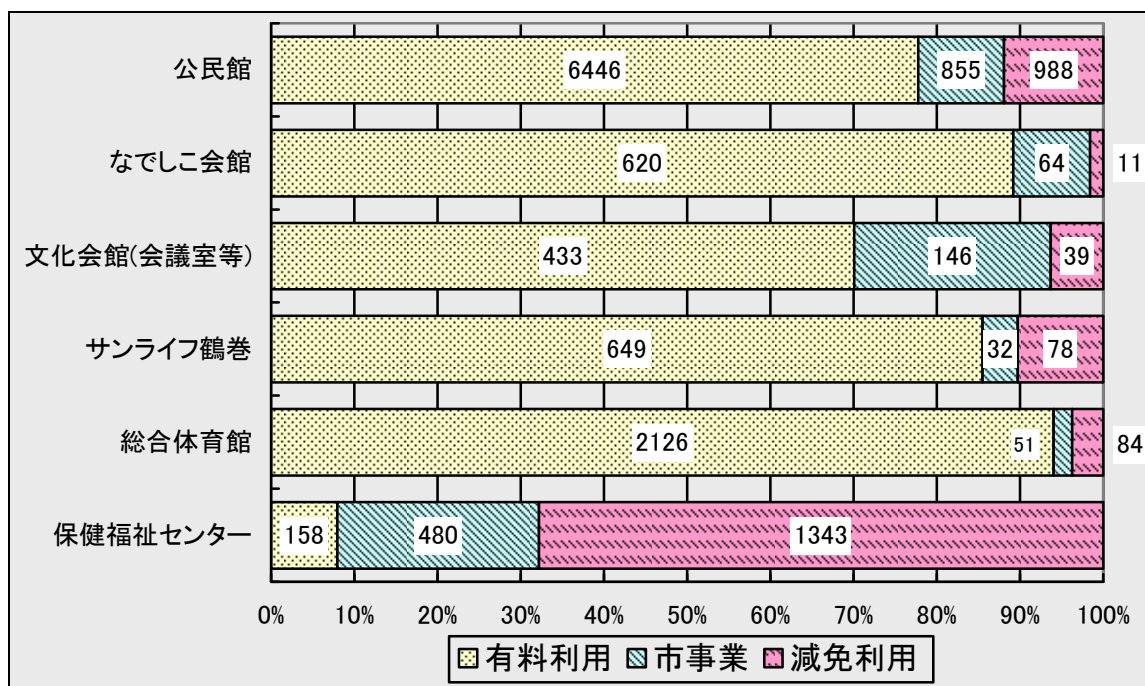
【図-4-3-7 日別稼働率の比較】



(3) 運営内容

保健福祉センターは、本市の公の施設の中では、総合体育館に次いで広い床面積を持ち、その維持管理だけで、年間9,000万円を超える経費を要しています。本市の公共施設の使用料の減免利用の状況を【図-4-3-8】に表しました。

【図-4-3-8 公共施設の使用料減免利用】



年間 20 万人以上が利用しているとはいえ、保健福祉目的での利用も多く、こうした利用は、貸館としての利用であっても、設置・管理条例に基づき無料であり、貸館業務による使用料等の収入も、維持管理費の 7 パーセント程度しか得られていません。

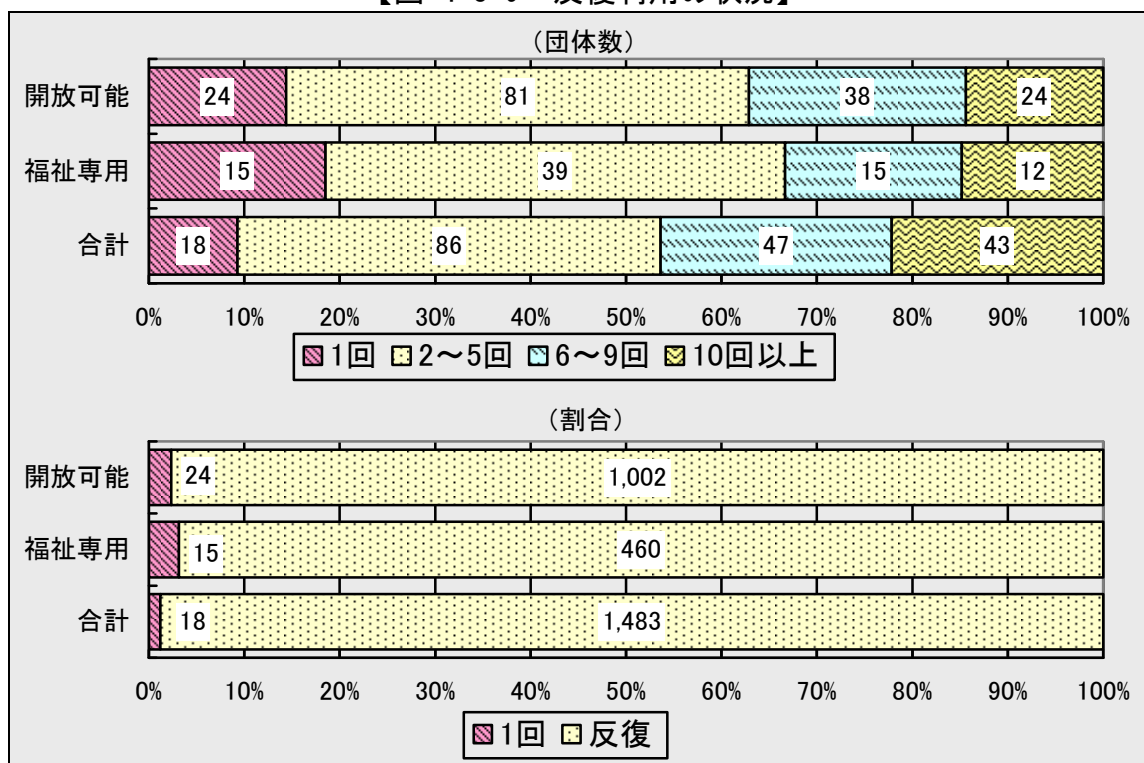
しかし、建物も築 10 年を迎え、設備の更新時期が近づくなど、今後は、維持補修費の増加が懸念されます。

(4) 反復利用の状況

平成 20 年 9 月 1 日(月)から 11 月 30 日(日)までの 3 か月間の、貸館を行う部屋の利用状況について、施設予約システムに残るデータを用いて集計し、【図-4-3-9】に表しました。

市の事業による利用を除く団体利用は、延べ 1,501 件で 20,226 名の利用となりました。しかし、実際に利用した団体は、194 団体で実人数 3,079 名であり、このうちの約 91 パーセントに当たる 176 団体が反復して利用しています。1 団体当たりの平均利用回数は、約 7.7 回、利用件数の約 99 パーセントが反復利用となりますが、1 団体当たりの平均利用回数は、総合体育館の占用利用者の約 7.5 回を上回り、本市の公共施設の中では、もっとも多い部類に属すると思われます。

【図-4-3-9 反復利用の状況】



また、開放可能施設では、1 団体当たりの平均利用回数は、約 6.1 回で、利用件数の約 98 パーセントが反復利用となっています。平均利用回数は、同じく一般開放を行う公民館 11 館合計の約 3.9 回を大きく上回ります。一般開放を行っ

ているとはいえ、保健福祉目的の団体の使用は、優先予約(ただし、抽選、かつ申込み回数の制限はあり。)が認められることなどから、利用者の固定化が進んでいることがわかります。

次に、福祉専用施設では、1団体当たりの平均利用回数は、約5.9回で、利用件数の約97パーセントが反復利用となっています。福祉専用施設は、保健福祉目的での利用に制限していることから、利用者も限られ、また、稼働率も一般開放可能な部屋ほど高くはならないため、1団体当たりの利用回数が多くなることについては、仕方のない面もあります。しかし、ほぼ固定化された団体が3か月に6回、平均すれば月2回程度の定期的な利用を行っても、なおかつ空き時間が生まれています。

(5) 受益者負担

保健福祉センターの利用団体を公民館等の利用団体と比較すると、保健福祉センターの利用登録団体の中には、公民館等にも利用登録している団体が少なからずあります。これらの団体が公民館等を利用した場合には、公民館等の使用料については、減免の対象とはならないものも多くあるとともに、交通事情等から、保健福祉センターを使用せずに近くの公民館等で、活動する高齢者も多いにもかかわらず、センター利用者にはバス代の片道分が交付されています。

2 こども家庭相談班（青少年相談室）

【施設の概要】

施設名	利用者 (A)	管理運営費 (B:千円)	一般財源 (C:千円)	B/A (円)	C/A (円)
子ども家庭相談班 (青少年相談室)	4,649	57,750	57,750	12,422	12,422

現在、保健福祉センター内には、広く子どもに関する相談に応じるこども家庭相談班(青少年相談室)が設置されています。こども家庭相談班(青少年相談室)は、平成19年4月に、福祉部局の家庭児童相談室と教育委員会の青少年相談室がそれぞれ所管していた子どもに関する相談機能を一元化し、子どもに関する様々な相談への対応を強化するために設置しました。

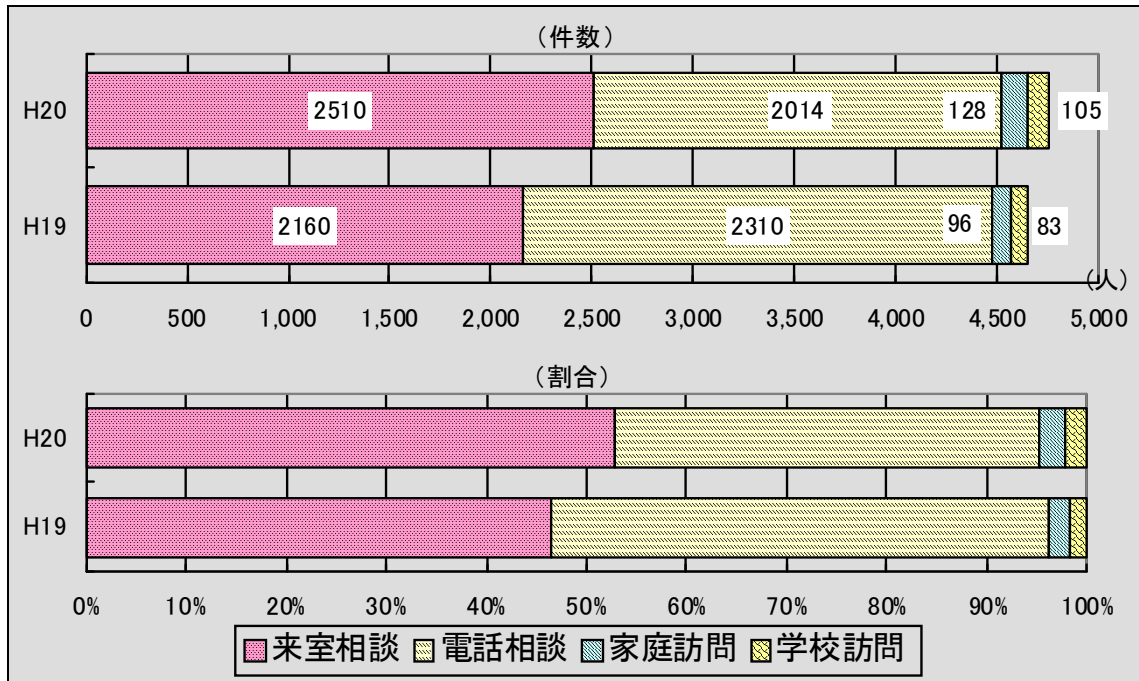
また、相談業務を行う場所は、それぞれ寿町第2分庁舎及び市役所本庁舎に分かれていましたが、組織の一元化を機に、手狭な本庁舎では対応しきれないことや、既存施設の有効活用を図ることの意味もあり、保健福祉センター内に設置しました。

平成19年度と平成20年度の相談件数の比較を【図-4-3-10】に表しました。

平成19年度4,649件、平成20年度4,757件と、総件数に大きな変化はありませんが、内訳を見ると、来室相談の件数が350件増加していることに加え、全体の件

数に占める割合も、平成 19 年度のおよそ 46 パーセントから、平成 20 年度にはおよそ 53 パーセントとなり、7 ポイント増えていることがわかります。

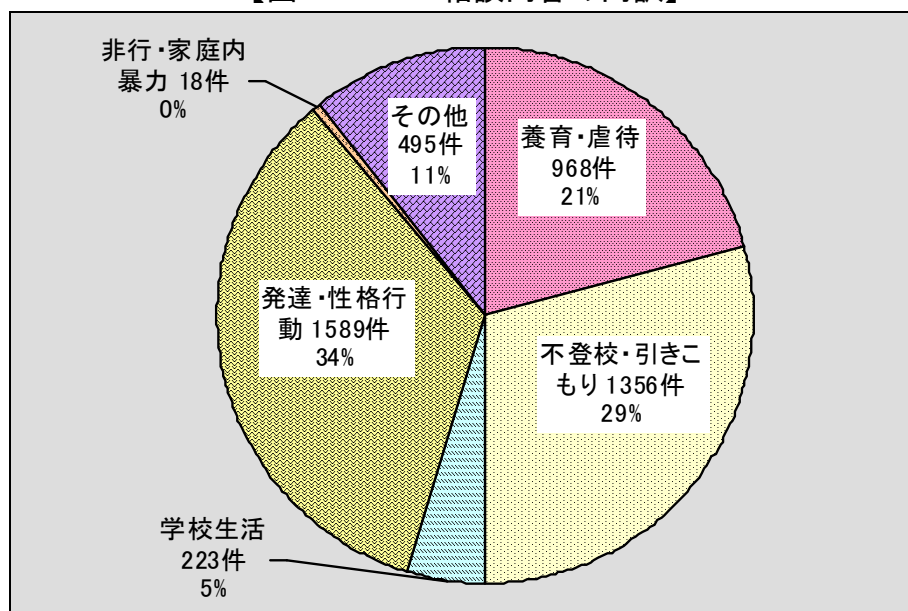
【図-4-3-10 相談件数の推移】



設置当初から、既存のスペースを工夫して利用することにより対応をしてはきましたが、相談件数の増加を受け、現在では、事務所があるフロアとは異なるフロアであり、なおかつ空調設備もない倉庫だったスペースまで利用して相談業務を行っている状況にあります。

また、平成 19 年度における相談内容の内訳を【図-4-3-11】に表しました。

【図-4-3-11 相談内容の内訳】



その内容を見ると、養育や虐待関係の相談がおよそ 21 パーセント、不登校や引きこもりなどの相談がおよそ 29 パーセントを占めていますが、昨今のこどもを取り巻く環境の変化から、相談件数は、今後ますます増加する可能性もあります。

また、その相談内容から、大勢の市民が訪れる保健福祉センター内で業務を行うためには、相談者のプライバシーに十分な配慮を行う必要があると考えられます。

しかし、現在の場所は、保健福祉センター内のスペースの有効活用策とはなっているものの、当初からこども家庭相談班の業務を行うことを想定していたスペースではなく、部屋の配置や大きさは、万全なものではないといえます。

3 地域活動支援センターひまわり

【施設の概要】

施設名	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	築年 構造	利用者 (A)	管理運営費 (B:千円)	一般財源 (C:千円)	B/A (円)	C/A (円)
地域活動支援 センターひまわり	953	231	'58 W1	6,000	23,278	19,353	3,880	3,226

【位置図】



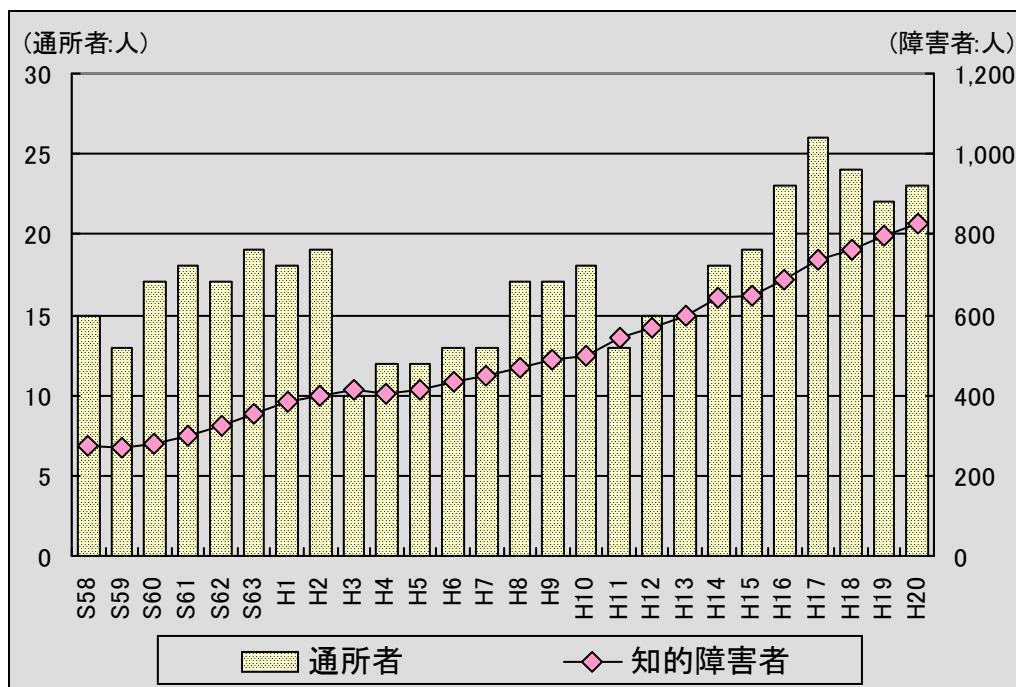
本市には、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターは、3 施設あります。このうち、知的障害者用の支援センターである「ひまわり」と身体障害者用の支援センターである「あじさい」の2施設が秦野市障害者地域活動支援センター条例に基づき設置されている市直営の施設です。

あじさいは、保健福祉センターの開設当初から、センター内に設置されていますが、ひまわりは、独立した施設として存在します。また、ひまわりの運営は、社会福祉法人に委託され、建物の一部は、目的外使用許可により、知的障害者の日中一時預かりを行うレスパイトサービス事業にも供されています。

本市の知的障害者数(各年4月1日現在)とひまわりへの通所者数の推移を【図-4-3-12】に表しました。

知的障害者数は、増加傾向にあります。センターへの通所者は、一時減少したものの、平成11年度以降平成17年度にかけて再び増加し、近2年は横ばい傾向にあることがわかります。

【図-4-3-12 通所者と知的障害者数の推移】



県下各市の人口(平成19年10月1日現在)と知的障害者数(平成19年4月1日現在)の比較を【図-4-3-13】に、一般会計決算額と扶助費の支出額の比較を【図-4-3-14】に表しました。

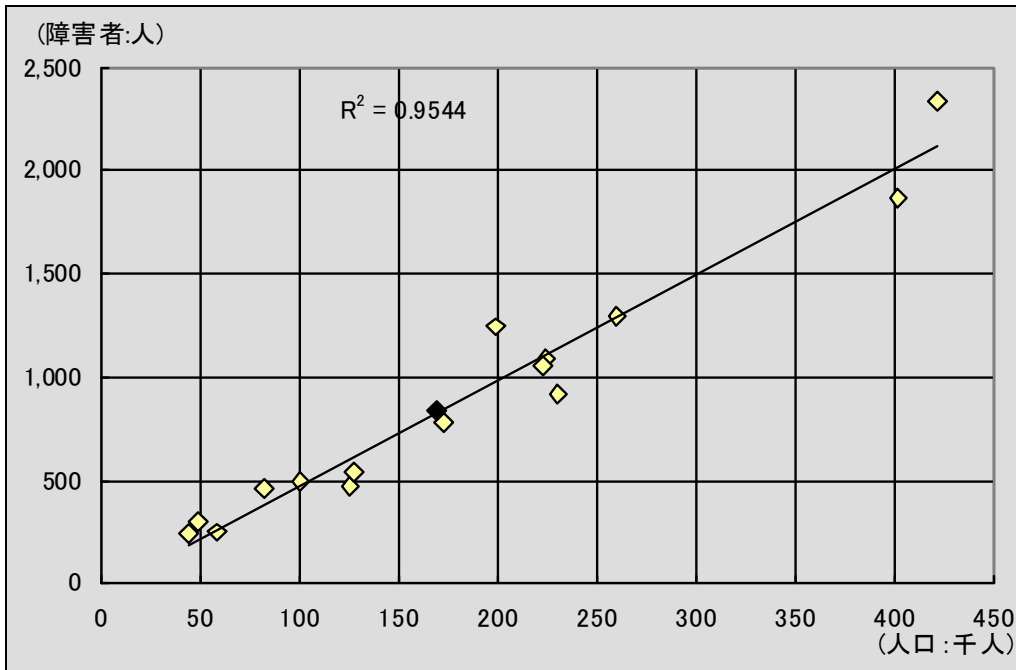
本市の知的障害者数(◆のマーカー)は、人口との比較において県下の標準的な数であり、特殊な事情にあるものではないことがわかります。

これに対し、本市における扶助費の負担(●のマーカー：平成20年度決算額)は、その財政規模との比較において、県下の標準よりも重いものとなっています。

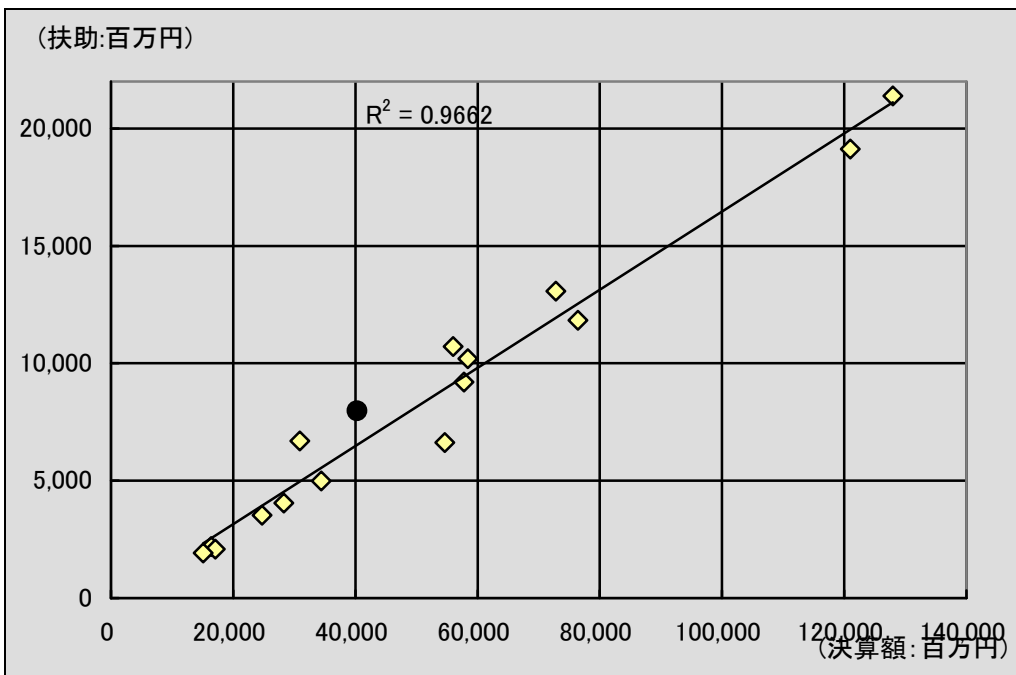
地域活動支援センターは、各市にあります。社会福祉法人により設置されているものが多く、自治体直営の単独での地域活動支援センターが設置されているのは、

県下でも数少なくなっています。他市の例を見れば、社会福祉法人への支援を行うことによる機能の維持も可能であると思われ、また、他の福祉施設との複合化により、機能の強化を図るとともに、管理運営面におけるスケールメリットを発揮していると見受けられる施設もあります。

【図-4-3-13 人口と知的障害者数等の比較】



【図-4-3-14 決算額と扶助費の比較】



これに加え、現在の建物は、築 50 年経った木造の建物で耐震性が低く、使用し

続けるためには、耐震補強工事が必要となりますが、仮に補強を行ったとしても老朽化していることから、今後の維持補修費も増えることが懸念されます。



